

第二十四回国  
参議院文教委員会會議録第九号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)午前十一時二分開会

委員の異動

三月十二日委員中川幸平君辞任につき、その補欠として大屋晋三君を議長において指名した。  
本日委員大屋晋三君辞任につき、その補欠として中川幸平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君  
理事 有馬 英二君  
川口爲之助君  
湯山 勇君

委員

劔木 亨弘君  
中川 幸平君  
松原 一彦君  
吉田 萬次君  
秋山 長造君  
安部キミ子君  
村尾 重雄君  
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

政府委員

日本学術会議事務局長 本田 弘人君  
文部省大学学術局長 稲田 清助君  
文部省社会教育局長 内藤馨三郎君

事務局側

常任委員 工業 英司君  
会専門員

本日の會議に付した案件

- 本委員会の運営に関する件
- 万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律案(内閣提出)
- 日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 教育、文化及び學術に関する調査の件
- (国立大学の授業料値上げに関する件)

○委員長(飯島連次郎君) これより文教委員会を開会いたします。

三月十二日中川幸平君が委員を辞任され、その補欠として大屋晋三君が選任されました。また十三日大屋晋三君が辞任され、中川幸平君が補欠として選任されました。以上御報告いたします。

三月九日の理事会の経過について御報告いたします。

三月十三日の定例委員会の議題といたしまして、午前中には万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律案に關して、学識者及び関係者と懇談をする。

それから午後、  
(一) 日本学術会議法の一部を改正する法律案に關して質疑終了次第採決をする。

(二) 万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に關する法律案に關して

質疑を行う。

(一) 教育文化及び學術に関する調査のうち、国立大学の授業料値上げに関する件につきまして文部大臣に質疑を行い、申し入れをするということ。

第二に、三月十五日定例委員会の議題といたしましては、

(一) 日本学術会議法の一部を改正する法律案

(二) 万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律案に關して質疑を行い、質疑終了すれば採決する。

(三) 就学困難な児童のための教科用圖書の給与に対する国の補助に關する法律案に關して質疑を行う。

(四) 学校給食法の一部を改正する法律案

(五) 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

以上(四)、(五)は本付託になれば質疑を行う。

第三、左の件について問題点を要綱にまとめ、立法を要する事項及び決議事項について検討を行なった後適當な措置をとること。

(一) へき地教育振興

(二) 高等学校定時制教育振興

(三) 私立博物館に対する物品税の撤廃

(四) 盲学校及びろう学校の高等部生徒に対する教科用圖書購入費補助

(五) 養護学校教育振興、

以上であります。

ただいま報告いたしました通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律案を議題といたします。速記をやめて。

午前十一時六分速記中止

午後零時十三分速記開始

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始め。それでは暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時五十八分開会

○委員長(飯島連次郎君) 休憩前に引き続きいて委員会を再開いたします。

まず日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 前回の委員会ではいろいろ御質疑もございましたし、懇談もありましたので、大体のところは了解できたわけですが、なほ若干お尋ねいたしたい点がありますので、お伺いいたしたいと思ひます。

それは現在の学術會議に出ておる人で、あるいはまた部会なら部会というやうなもので、学術會議の名譽を傷つけたというやうな事例があるかどうか。あるいはまた、どうもこの人に出てもらうて困るというやうな人が出たやうな、そういう事例があるか。あるいはまた同じ部門の中で、たとえば植

物なら植物の部門にいたしましたしても、その中には分類もあれば生態もあるし、遺伝もあるし、細胞もあればあるいは下等なものとかがいろいろなものがあります。そういう場合に出てきても片寄っておつていろいろ審議するにどうも困つた、十分尽せなかつた、そういったやうな事例があらくなるかどうか、それは学術會議の選挙とも関連を持ちますので、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。学術會議の会員は御承知の通り選挙によるものであります。それで同じ専門の人の互選、また専門にかかわらない同じ部の方から選ばれる、ただそれがあまりに片寄らないためにある程度の専門区分の最小限の定員を作つてあるわけでありまして、そこでその専門に片寄らないようには大体の仕組みができております。特別に何か特殊の問題について審議いたします際に委員会をこしらえますときには、その委員会は会員外の方でも委員に委嘱することができるようになっております。

現在委員の数は二百十人でありまして、けれども、委員の延べにしますと約二千人近く、委員があるわけでありまして、今そのお尋ねの点の特殊な専門を必要とするやうな場合にはその際に委員にお願ひしますので、そういう点の不便はないと思ひます。

それから第一の点につきまして申し上げますと、御承知の通り学問の世界でありますからして、従つてその言論はま

あ非常に自由を尊重いたしております。従つてこれは特別の機関として法律に定められておるくらいでありまして、非常に自由を尊重しておるのであります。従つてまあいろいろな意見は出得るわけでありまして、それが総合されて一つの学術会議の意見となるわけでありまして、従つてその点について非常に困るとか何とかいうことは、今までの事例ではむしろ各方面の意見を尽くすというところに重きをおかれておりますために、そういう不便は感じません。それからまた会員としてどうも困るといふような事例も今までのところ起りません。ただ任期中に大部分日本にいないというようなことはありまして、会員としての機能を果たし得ないじゃないかというようなこと、あるいは立場上困るといふことで辞任された例はあります。

○湯山勇君　そこでこれは非常に具体的な例ですけれども、昨年の十一月に憂うべき教科書という出版物が出ましたが、これに対して学問思想の自由委員会でしたか、このペンフレットは学問の思想自由を侵害するおそれがあるという決議をしたのです。ところがこれは本会議では採択にならなかったと聞いておりますが、この学問思想自由委員会が、これは学問思想の自由を侵害するおそれがあるという決議をしたことに對して、同じペンフレットにおいてこれはきわめて無責任で、そこで、兎兎に類するものであり、空虚な決議である、学術会議の名譽を傷つける冒瀆行為である、こういうことを述べておりますが、これは局長御存じでしょうか。

○政府委員(本田弘人君)　今の最後の点、私よく存じませんが、教科書の問

題につきましては、学問思想自由委員会という委員会がありまして、そこに訴えられたことがあります。その委員会でも取り上げられて、そうしてその委員会でも取り上げられて関係の方に來ていたでいていろいろ委員会として調べました。ところが委員会の結論といつたしましては、これはやむを得ずれば学問思想自由を脅かすおそれがあるが、委員会としてはこれは本会議に付するのにはまだ適當でないということ、そういう意味の委員長の總會における報告がございまして、会員の中にはこれを本会議に取り上げてしかるべきではないか、学術会議の問題としてしかるべきじゃないかという発言も委員長報告に關連してあつたのでありますが、会員の大多数はこの教科書問題について、詳しい事情を調べない、またペンフレットも読まれていない方が非常に多いのであります。そういう問題を軽々に取り上げるということは科学者として適當でない、もう少し研究して、少くともそういうものを読んでからでなければ取り上げべきじゃないかというので本会議には取り上げられませんでした。この今のペンフレットは私一応読んでおりますが、最後の点については私記憶してございせん。あるいはまだ読んでないかもしれせん。

○湯山勇君　これは今ここに書いてあるのを私のまま読んでいただけて、今申し上げましたような表現がそのまゝ使つてございまして、特にこういう委員会で決議したことは、日本学術会議の名譽のために惜しむという見出しがついております。そこでそういう決議を委員会がしたことが無責任でそこつて兎兎に類するものであり、空虚な決議である、これは学術会議の名譽を傷つける冒瀆行為だ、こういう断定になっておるわけですが、こういう場合にもどう処理されますか。

○政府委員(本田弘人君)　そのことはどうも、会員の大多数の方はまだ御存じないように思いますが、いずれそのことはよく検討いたしまして、執行部なり、あるいは運営委員会なり、場合によつては總會なりで議したいと思つております。

○湯山勇君　それから次に、この選挙法が本会議にかけられたときに多数でもって可決されております。この多数というのは一体どれくらいな割合であつたか、おわかりであればそれと、そうして反対された人はどういう理由でこれに反対されたか、それを説明願いたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君)　選挙規則が改正されるに至りましたことにつきまして、この機会に直接のお尋ねでありませぬけれども、今まで十分申し述べた機会がなかつたのでごく簡単にその経過を申し上げたいと思ひます。学術会議が発足する以前に第一回の選挙が行われましたが、そのときには別に世間にも内部にもあまり問題はなかつたようでありまして、言ひ落しました、この選挙規則を作る立法の際には、選挙運動などというものをあまり考えていなかった、あまりと申しますか、ほとんど考えていなかった。で、選挙運動に關する制限というのは、今まで御承知の通り何にもなかつたわけでは、ただ不正な行為があつた場合にはこの権利を停止するという規定はあつたわけでありまして、それは今まで発動されておりました。第二期の選挙のとき

にはかなり選挙運動が激しかったのであります。で、一つの研究機関あるいは学会、あるいは同窓会みたいな所から候補者を推して、そうしてそれを当選させますためにいろいろの、その機関を動員し、あるいは他の学会と連合し、あるいは同窓会等でも動員して、ちやうどそのころは全国区が三名の連記になつていた關係上、お互ひに協定、何と申しますか地盤協定と申しますか、そういうようなことを結んだら、いろいろなことがあつたようでありまして、またそういう訴えが一、二來たことがありますが、しかしそのときには的確な証拠もなく、またその訴えられた方も的確な証拠を持つたのでないために正式には問題になりませんでした。第二期のときには、ただ自書したければならぬというのに、どうも特殊な組み合わせによつて自書でないと思われるものが数通ありました。そのため、それを選挙管理会で一応無効にしまして、これが訴えられて筆蹟鑑定の問題になりましたが、積極的に同一筆蹟だと断定することは困難であるというところで、結局まあ訴えた人が勝訴になりました。で、選挙の結果を若干修正したことがございまして、第二期の選挙、第三期の選挙の際にも運動はますます激しくなるのでありまして、ただそれにつきましては、前にも申し上げた通り、何が不正であるかということをはつきり書いてないために運動の制限の方法もない。そして、ちやうどそのころ学術会議に対する内外の批判がいろいろありましたところに、第三期の選挙の直後、学術会議も発足以来五年を経過しておるから、ここで謙虚に学術会議のあり方なり運営の仕方なりを反省しようという、前に申しました四一委員会がございまして、その際選挙の制度は一つ根本的に考え直さうじゃないか、どこからも非難のないようなことを考え直さうじゃないかというところを當時満場一致で可決いたしました。そこでその根本的な選挙の制度を変えようと思つて、あるいは直接投票の制度その他についていろいろ検討を加へましたが、直接投票になりまして、いろいろ選挙管理の問題等困難でありますので、郵便投票のままでどうしたらいいかと、それにはもう一切選挙運動をなくして、従来の弊害は、つまり一つは金がかかるということ、それから、もう一つは、先ほど申しましたように、推薦されるというところ、推薦した人たちが熱心なあまりに、いろいろ地盤協定を結んだり、あるいは戸別訪問をしたり、一時的ではあるにしても相手の候補と対立的な争ひをしたり、そういうようなことは好ましくない、ことにこれは理學方面からかなり強く訴えられましたので、そこでそれでは一切の選挙運動をなくしよう、そして選挙公営の線を強めて運動をなくしよう、こういうふうに進んで参りました。で、總會にかかりました際には、現状のままで世間に言われてい

えるというような気がしますし、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(本田弘人君) 御承知の通りその選挙の規則というものはどんなに作っても、これで理想的に行われるという保証は実際のところはできにくいだろうと思います。そこでまあい

いる知恵を絞る、あるいはまた全体の申し合せによって、公営の線を強めて運動を制限する、で、中途半端なことはなかなか規定することがむずかしいので、まあいつそ運動しないという原則のもとに、そういう決意のもとにやり出したのでありまして、もし実施の後いろいろな弊害が起れば、さらに検討を要するかと思ひますけれども、現在のそういう決意と、その良識に訴えるという信頼と申しますか、そういうことによつて、こういう規定を作つたわけでありまして。

○湯山勇君 この規定を実施するため、人員増とか、経費の増とかということをお考えになつておられますか。

○政府委員(本田弘人君) そういうことは考へておりません。

○湯山勇君 それは大丈夫ですか。あるいはもう少し言ひますと、政府に対してこの経費の増を御要求になりましたか。

○政府委員(本田弘人君) いろいろ希望は申しました。しかしそれは取締りを主とすると思ひますよりか、十分徹底するような意味で希望を申しました。

○湯山勇君 それはいれられなかったわけですね。そこでまあ規則ができ、法律ができても、今これだけほしいという御要求になったものはいれられていない、その辺に非常に心配な点が多々ありますが、それらについての、まあ先ほどおしやつた周知徹底方、啓蒙宣伝、こういうことについては具体的にどういうことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(本田弘人君) 先般この選挙の管理につきましましては、中央選挙管理会と地方選挙管理会とがありま

て、中央選挙管理会の委員が百五十人ばかりあります。地方選挙管理の委員が、七地区にそれぞれその地方選挙管理会というのがあります。そこで具体的に新聞、ラジオその他各権者に配ります説明書、それから地方にはそれぞれ地方管理会を中心にして協力を求めて、趣旨の徹底方を努めるつもりであります。

○湯山勇君 これは選挙権を有する人全部に対してなさるおつもりでしょうか。

○政府委員(本田弘人君) そうです。

○湯山勇君 じゃ最後に、これは今の問題とはちよつと違ひますけれども、国際的な学術団体に加盟する場合、これはこの法律によつて国が特別な負担をするときには総理大臣の承認を要するということになつておりますが、加盟しておつてその分担金が非常に多くなつた場合、あの記録等のみならず、ICSUですか、それなんかは従来年額二百ドルであつたのが五千ドルに上つた、こういう場合はこれは学術会議の自主的な計らいでそういう負担増に應じられるのか、あるいはその場合も総理大臣に認可を得なければならぬのか、あるいはそういうことができないければ、結局その学術団体から脱退しなければならぬ、こういうことになるのか、この法律ではただ新しく入るときだけの規定のように私思ふのですけれども、また今のように途中で負担金が何十倍にもなつた場合、これは事実あつたわけですから、この措置はどういうふうになされるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君) 今お話ししたICSUの分担金が二十倍くらいに上

る、こういうのは、これは新たな負担であるか、あるいは今までの増額であるかというところに若干の疑問があらまが、そこにこれはもう議題があらかじめわかつておりますから、そこであらかじめ政府と相談をいたしまして、そうしてそれに対してそれだけの用意を持つてその会議に代表が出てゆく建前になつております。ただごく少額の増加のような場合には、これは別に一々政府の了解を求めなくともやつてゆけると思つております。

○湯山勇君 それではこの政府の方の了解というものは、この法律で加盟に対する条文中にありますような手続を要するのかわりか。それからこの負担金増加認められないときには自然にその会議から脱退するということになるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(本田弘人君) 今まで分担金を、政府が支出困難な場合に、事情を述べて分担金を安くしてもらつてもか、あるいはまたある期間免除してもらつても申したかと思ひますが、戦時中は別に脱退したわけではありませんが、それと、その間の分担金等は免除してもらつております。従つて学術上のこととありますから、ときどきの利害関係によつて脱退するとか、新たに加入するとかいうことではなくして、大体一度入つたものは協力を続けてゆくのが原則だと思ひますし、そういう意味で、あまりに今度のICSUの増加のごときは非常に例外的な例外であります、いろいろな事業が急にふえまして、いろいろのことになつたので、これも相當の猶予期間をおいてありますために、その間に準備もできるし、

従つて一方的、またはこれも分担金を増すような場合に大体相談づくでやつておりますので、上げるから脱退というふうな、そういうことはあまり考えられませんか。

○湯山勇君 それでは確認したいと思ひますが、今のICSUですか、ICSUの場合のようなのが他にもあつて、それに対する予算措置がなされないという場合には、一時負担金の了解が得られるまで負担金を増額しないでおつて、そのかわりそれだけこまらな権利の主張もできないわけだと思ひますので、そういうふうな、そういう期間を置いて、負担がでるようになったときには別に新たに加盟というふうなことはなくして、自動的に復活する、こういうふうな解釈してよろしいのでございませうか。

○政府委員(本田弘人君) そういう場合には大体支払いを延ばしてもらつてもか、これは年度の関係で現在でもちよちよちよいあります。一月中に支払う、あるいは二月中に支払わなくちゃならぬのが、年度の関係から数か月ないし半年おくらすというふうなことはしばしば日本の会計年度の関係上起つておることとあります。それから分担金も一時に払えないというふうな場合は、今まではありませんでしたけれども、もしありとすればその間全然協力しないで金を払つてから協力するということとでなくして、事情を述べて、協力しながら、その支払いを延期するような措置がとられると思つております。

○湯山勇君 大体わかりましたが、最後の最後のようになりますけれども、そういう国際的な学術団体で負担金を

納めない場合は除名するといふような規定のあるところはございせんか。

○政府委員(本田弘人君) 個々のインターナショナル・ユニオンの定款がそれぞれ違ひまして、あるユニオンには分担金が長く滞つておれば除名するといふようなこともありますが、そういうことがありません。日本はそれに該当したことはございせん。

○湯山勇君 そこで今のように特別な例とおしやいますけれども、あるいはそういう事例も今後幾つも出てくるかもしれないと思ひますが、負担金が二十倍あるいは三十倍になつたといふような場合に、どうも政府の方の了解が得られない。そこで待つてくれといつても工合が悪く待つてくれなくて除名されるというふうな場合は、これはやむを得ないというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(本田弘人君) 分担金は増額する、政府の了解は得られないといふような場合に、これは学術会議としては非常に困つた立場になるわけでありまして、非常に極端な場合を考へれば、もう協力できないからといつて脱退するということも考えられぬではありせんけれども、大体分担金は国際的協力で相互分担金を払ふということとは、一方それだけ益を受けることになるわけでありまして、しかもその話が必ずしも一方的にきめられるわけではありせんので、私は努力によつて必ずや政府の了解が得られると思ひますし、一方ではまた政府の了解を得られないような急激な増加といふようなものは、これは認められないだらうと思ひます。かりにそういうことが国際的に何か日本の反対にもかかわらず

通ったようなことがあると想像  
しました。そういう場合には何らか  
便宜の措置が講ぜられると私は信じて  
おります。

○湯山勇君 大体お話はそれでわかっ  
たように思いますが、ただ、今  
のように総理大臣が入ることについて  
の承認を与えるだけで、あとで分相金  
の問題でまた今のような事態が起ると  
いうようなことを考えますと、まあ何  
と云っても総理大臣は政治的な立場を  
とっていますから、そうすると総理大  
臣の考えで政治的な立場で、ある  
国の、たとえば共産圏の国の主権を  
持つておる学術団体には入らさない  
と、あるいはどういふところに對して  
はこれを拒否するとか、そういう場合  
がありはしないかというのを、今の  
政府がやるとかやらないとか、今  
の、将来においてもそういうことが起  
るのではないかと懸念を持つので  
すけれども、これは取り越し苦労か  
もしれませんが、こういうことにつ  
いては学術会議ではどういふふう  
に考えておられますか。

○政府委員(本田弘人君) 国際団体に  
加入ということは前にも申ししたかと思  
いますが、いろいろの段階がありま  
す。分相金をもつて、つまり国庫の金  
をもつて縛って加入するというよう  
な場合には、学術会議として  
も相当慎重に考えるのでありまして、  
従って単に一国との間というよう  
なことでなく、世界的なユニオンに加入  
し、それが日本の、並びに世界の学術  
のためになるというこの下に加入を  
決定するわけであります。従って今御  
指摘のようなことは、学術会議として  
は今そういう心配を持っておりません

し、また学術会議がいやしくもそれに  
加入するということからは十分の根拠、  
理由を持つて加入するはずでありま  
すからして、そういう御心配も要らな  
いかと私考えております。

○湯山勇君 わかりました。

○委員(飯島達次郎君) 他に御質問  
ございませんか。

○委員(飯島達次郎君) 他に御質問  
ございませんか。

○委員(飯島達次郎君) 私、それで  
は一つお尋ねいたします。先般も私、  
質問したことの最終的な私の質問で  
すが、日本学術会議と国会との関係で  
あります。日本学術会議法を拝見いた  
しますと、この目的のところ、日本学術  
会議は「科学の向上発達を図り、行政、  
産業及び国民生活に科学を反映浸透さ  
せることを目的とする。」という規定  
がございますが、私は日本学術会議の  
活動の実情が国会に反映することが比  
較的少ないという現情は否めない。そ  
こでこの規定の目的が実現するため  
に、所期の目的を達成するために国会  
に対して意見の具申あるいは報告等  
をなさることを必要と私は考えますが、  
これについての御意見を……。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた  
します。御指摘の通り、たしかに従来  
そういう方面の努力が足りませんでし  
たし、そういうことが稀薄であつたこ  
とは私十分認めます。つきましては、  
それにつきましていろいろの先般のお  
話によりましていろいろの考えがありま  
す。何か特別な予算措置ができるま  
で、臨時の方法によつても連絡の方  
法を考えたいと考えております。な  
お、この立法論といたしましては、そ  
ういふことも十分考えられるのであり  
まして、ちょうどイギリスにあります

ようなバーリアメンタリー・サイエン  
ティフィック・コミTEEのようなもの  
のができれば非常に仕合せだと考えて  
おりますが、これは立法論の問題にな  
ります。いずれにしても、学術会  
議の活動が国会方面にも十分知られ、  
認識され、また御援助、御協力をいた  
だくことは非常に望ましいことであり  
ますので、そういう面については今後  
一そう努力したいと考えております。

○委員(飯島達次郎君) 今の御意見  
で大体了承いたしますが、例は適切で  
ないかも知れませんが、ソビエトの五  
年計画を今日まで遂行して参ります  
について果したソ連のアカデミー・ナ  
ウークの役割というものはきわめて画  
期的であり、非常に大きな役割を果し  
てきておるようになりまして、  
が、日本の学術会議に關しましては、  
私はせつかくのこれだけの組織を持  
ち、そして日本の科学技術をいわば  
最高度に網羅しておる団体であります  
から、要すれば先ほどの目的を達成す  
るために法的な措置も考慮の必要があ  
りはしないかと考えるわけですが、そ  
ういふ点について何か、今すぐとは申  
しませんが、具体的な検討を御考慮の  
余地がございませうか、その点に  
ついての……。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた  
します。たびたび申し上げます四一委員会  
というものがまだ解消いたしてござい  
ません。そこへさらにそういう問題を持  
ち出して、そうして検討してもらおう  
にいたしたいと思つております。

○委員(飯島達次郎君) ほかにも御発  
言ございませんか。では他に御発言も  
ないようでありませうから、質疑は尽  
きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員(飯島達次郎君) 御異議ない  
と認めます。これより討論に入りま  
す。御意見のある方は賛否を明らかに  
してお述べを願います。

○湯山勇君 私は日本社会党を代表し  
て本案に賛成をいたします。なお賛成  
に當りまして一、二の希望を申し述べ  
たいと思ひます。

それはただいま委員長の御指摘もあ  
りましたように、学術会議が広報活  
動するということ、あるいは本来の  
使命とは違つていふかも知れないと思  
ひますけれども、しかし学術会議の王  
務、やつていふことについての周知、  
一般国民あるいは国会あるいは政府等  
に對する周知方についてはさらに努力  
をする必要があると思ひます。

それから第二点は、今回の改正に  
よつて選挙の方法が大きく変わつてく  
ると思ひます。で、このような選挙規定を  
実施するということについては、いろ  
いろ質疑の過程におきまして、私も  
はなお不安を持つものでございませ  
う。この実施に當りましては、十分慎  
重に、そしてその目的が達せられる  
ように御尽力をお願いしたい、さらに付  
加えて要するならば、学術会議の選  
挙はやはり科学者の良心によつて行わ  
れるものでありますから、このよう  
な選挙規定のない選挙が一日も早くで  
き、何となくの選挙の取締り規則を厳  
重にするよりほかにしようがないの  
じゃなからうかというのを考えたこ  
ともあります。しかし幸いに  
して今後の御尽力を強く要請いたした  
と思ひます。以上でございます。

○竹下豊次君 私は原案に賛成するも  
のでございませう。ただ簡単に希望をこ  
の際申し述べておきます。

している機関であるといふことは誰しも  
疑ひのないことなものであります。しか  
るに従来のその会議の委員の会員の選  
挙を見ますと、好ましくない選挙  
運動が行われたやうでありまして、  
それは広く世間の非難の的になつて  
おつたと思ひます。数年前にこの学術会  
議は、もうやめた方がいいじゃないか  
という議論すら、ある方面には行われ  
た時代もありました。それにはいろいろ  
な理由があつたように思ひますが、  
少くともこの選挙が公正に行われな  
いであらうということに關する疑惑が特  
に多かつた、言いかえれば正しかうさ  
る選挙によつて選ばれたる会員とい  
うものが、これはほんとうに国の立場に  
おいてもまた社会の立場においても正  
しい学術的の論議を尽くすにふさわし  
い人でない、そういう人が選ばれるとい  
うことになつたら、この会議の存在の  
価値が非常に薄くなるというやうなふ  
うの考え方を持った人が相當にあつた  
といふことも、学術会議廃止の論議の  
一つであつたらうと私は思ふのであり  
ます。で、まあ私もちよいちい選挙  
のことを耳にいたしたのであります。が、  
どうも思ひ出し選挙でないといふ  
ふうになりまして、この  
分では、はなはだ困つたことであるか  
ら、何とかこの選挙の取締り規則を厳  
重にするよりほかにしようがないの  
じゃなからうかというのを考えたこ  
ともあります。しかし幸いに  
して会員の諸君の間でその点は正さ  
れまして、今回日本学術会議会議員選挙  
規則の改正案をお作りになつた。その  
改正案によりまして、従来に  
比べて相當にこまかい点までも御規定  
になるやうに思ひます。



まあ私なども一部われわれの期待に近づいたような状態になっておることを心から喜ぶのであります。ただししかしその案によりまして、また本法律の改正案によりまして、果してどのくらいに程度に理想的な選挙に立ちかえることができるであろうかということ、は、多少不安なきを得ないのであります。ほかの選挙の取締りにつきましては相当に厳重な規則、あるいは刑事罰まで加えられているにわかには、なかなか理想選挙というものはできないのであります。この案によりましては、もとよりそういう取締りということとを主たる目的にしておられないせいでもありましようが、その点がほかの選挙の規則に比べますと、非常にゆるくなつておるのであります。ややもすると、この規則に違反する行為がまた繰り返して行われることを心配するわけでございます。かようにまあ私は思つておるのでございます。しかし自分たちでお考えになりました、そして自分たちで従来よりもこまかい規則をお作りになつておるのでありますから、相当に注意深くこれを守ることに努力されるということは、これはもう当然のことでありまして、私などはそれに大いに期待するところがあるのであります。しかしいざ競争ということになりますと、平素思つていなかった行為も自分のみならず周囲の情勢によりまして行き過ぎを起してくるというふうなこともありがちなこととでありますから、特に候補にお立ちになる方は特別の注意と努力を要せられることであると思つたのであります。もしこれが今回改正されるにもかかわらずこの後の選挙が従来と変らな

い、あるいはよくならないということになりましてならば、学術会議そのものに對する世間の信頼というものは非常に薄くなつていくのであります。そういうことになりなるとしますれば日本の学術界のために非常な損害であるうと私は思ふのであります。幸ひにして會員各位の反省によつてこの規則案ができてこれと近く実行されるわけでありまして、十分に深い注意をもちまして世間の非難を招くような選挙が繰り返して行われぬように特別の御注意を期待いたしておる次第であります。それだけの希望を申し上げまして私は本案に賛成いたす次第であります。

○委員長(飯島達次郎君) ほかには御意見もないようでありましてから討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(飯島達次郎君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。日本学術会議法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(飯島達次郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他事後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(飯島達次郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。さらに報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

|       |       |
|-------|-------|
| 湯山 勇  | 安部キミ子 |
| 村尾 重雄 | 剣木 亨弘 |
| 有馬 英二 | 中川 幸平 |
| 吉田 萬次 | 川口爲之助 |
| 竹下 豊次 | 松原 一彦 |

○委員長(飯島達次郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時五十七分速記中止

午後三時十九分速記開始

○委員長(飯島達次郎君) 速記を始め下さい。

国立大学の授業料値上げに関する件を議題といたします。まず稲田学術局長のこの件に関する御説明をお願いいたします。

○政府委員(稲田清助君) ただいま委員長からお指図でございます。ただいま御審議願つておられます明年年度予算に關連いたしまして、国立大学の授業料について説明しようとお話でございます。御審議願つておられます予算の歳入におきましてごらんいただきます通りに、各国立大学の授業料を明年年度は五割増額いたしております。この関係におきまして国立大学の明年年度収入が一億六千万円程度増額いたすのでございますが、この授業料値上げのやり方といたしまして、明年度新たに国立学校に入学いたしますものから新しく五割増額する方法をとつておりま

す。従ひまして現在各学校在學にいたしては二年以上の在學生に對しましては従来通りの額を徴収することにいたしておるような次第でございます。われわれといたしましてはこの考えをもちましたのは、国立学校の経費はもろろんこれは大部分国の経費、つまり財源を一般納税者負担に仰ぎまする経費をもつて支持せられるのであります。それけれども、一部は受益者負担という意味におきまして在學者に負担せしめておるわけでございます。当初からこの一部受益者負担という方針をもつて進んで参りました。ところが年々国立学校の経費も増高いたして参ります。明年度におきましては総額において三百三十三億、本年度よりも二十五億の増額というふうなことでございます。これらの全部を一般納税者負担にするか、あるいは一部を多少受益者負担の面をふやすかというふうな点につきまして、政府部内ではいろいろ考究いたしました結果、この程度新入生から受益者負担という面で増額することをやむを得ざる措置として考えたような次第でございます。一応経緯を御説明申し上げ、さらにまたお答えいたしたいと思ひます。

○委員長(飯島達次郎君) 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○安部キミ子君 稲田局長にお尋ねしますが、先日NHKの街頭録音でこの問題が取り上げられたのを私聞きまして、なるほど今在學中の皆さんには直接関係がないようでありますけれども、また国の予算の関係とか、あるいは他の私立の大学の関係からしまして、もう少し受益者からの負担もあつてしかるべきだという考え方も一応は

考えられるかもしれせんけれども、一べんに五割という金額の上げ方がちよつと多過ぎるのじゃないか、まあ上げないで済めばこれよりこしたことはありませんし、また私立の学校の学生が必ずしも金持ちのむすこさんばかりとはいへないけれども、どちらかといへば私立の学校の学生さんには恵まれた方が多いように伺つております。そういう意味で教育の機会均等という意味におきましてはほんとうに貧しい人たちが、しかも才能のある人たちが勉強したいという門は国立大学が一番責任を多く持つておるということも私どもは十分考えなきゃならないし、またそういうことが国の将来においても大きな役割りを果たす人材を埋もれさせないで済むという点からも、私はできれば従来のようにそういう人たちに安い月謝で教育してあげたいと思ふのですけれども、先ほど申しましたような事情が万一あるとして考えても、一べんに五割という率の上げ方がどうだろうと思ひますが、局長のお考えをお尋ねします。

○政府委員(稲田清助君) ただいま御指摘のありました録音は私不幸にして伺つてないのでございます。そのときにどういふ立論を政府側の者がせられたか実は確めてないのでございます。が、私御説明申し上げることは、先ほども申し上げましたように一部を受益者負担にすべきである。国立学校自身の経費のみを直視しまして、そのことをもとにして考えたことを申し上げた次第でございます。五割が高いかどうかという点につきましてはいろいろ御批判もあろうかと存するのでございます。この前、戦後上げましたの

は三三六百日から六千円に上げたわけ  
でございます。これは倍額に近い上げ  
方をいたしました。私も決して上げ  
方の率の多いのを望むものではなく、  
でき得る限り避けたいと存するのでこ  
さいますけれども、従来の受益者負担  
の程度、これが四割から六割以上に上  
上っております。長い歴史がございます  
ます。われわれといたしましてはそう  
度はそれに上げることはもちろん避け  
たいと思っております。この場合  
大学に上るといいますと、六千円を  
九千円に上げるという点につきま  
しては、これは学生に容認していただ  
ける額でなからうかと、こう考えた  
わけでございます。お話しのごとく教育  
の機会均等ということばはわれわれあら  
ゆる機会に考えなければならぬ問題だ  
と考へております。ただ現在の大学、  
高等学校あたりのことを考へてみま  
すと、入る学生も、在生学生も一切が  
さい一般納税者負担に依存して、自分  
自身の受益者負担に依ることなしに済  
み得る状態ではなからうと思つたので  
ございます。中には負担力のあるもの  
もあり、負担力のないものもある。従  
いましてわれわれといたしましては授  
業料というものはでき得る限り低額に維  
持したいのでございますけれども、  
そのうち負担力の少ない方々に対しま  
しては、他の方法、つまり育英会の奨  
学金の増額であるとか、あるいは国費を  
もとめたいとしまする寮舎の建造であ  
るか、あるいはまた生徒援護会のアル  
バイトのあつせん事業の拡張である  
とか、あるいは学校それ自身の図書そ  
他の備付によつて学資の低減をはかる  
とか、いろいろの方法を講じまして、そ  
れはそれとして、また一律には授業料

の額をある程度上げることによつて受  
益者としての責任を果していただくの  
も妥当ではないかと考へましたのが今  
回の考へでございます。

りあるいは歳出をはかつてもらいたい。  
私は決算委員に出ておりますが、決算  
委員会の報告を聞きまして、ずいぶ  
ん浪費がされておられるのでござい  
ます。わが一億六千万円くらいは金  
を、あの血みどろにアルバイトにお  
る優秀な学生の金を取り上げるとい  
うことは、何だか私には納得できない  
ように思いますが、局長さんの御意見  
をお伺いします。

も、困られる学生の就学に対しまして  
は育英会の金も四、五年で四、五  
億が四十数億に大巾に増額されてお  
ります。そういうような点で生徒の厚生  
援護という点も年々皆様の御配慮で  
いふん伸びてきておりますから、そ  
れで救うべきものは救ういたしまし  
て、また一面一般納税者負担、学校に  
行かない方々の一般の負担において  
学校に行く方々が全然自分の負担を増  
額しないでいくという点につきま  
して、もう一つ問題もあろう  
かと存じまして、かれこれ考へ合せま  
して、こういう措置をとつた次第で  
ございます。御了承いただきたいと思います。

わけでございます。また私立の授業料  
につきましては、状況は私も常に関  
心を持っておりまゝでございます。た  
だいま国立にならつて上げようといふ  
ような趨勢は認められないのであり  
ます。ごく最近の年次におきまして、私  
立大学が相次いで授業料を上げまし  
たが、それはすべて新しい学校制度を出  
発するに当りまして、また再編せられ  
ましたいろいろな教育内容に即応する  
設備の充実等がございまして、過去  
の年度におきましては相当私立大学が  
授業料を上げた時期がございまして、し  
かしそれは一応落ちついた状況のよう  
に私も感得いたしておるわけで  
ございます。私立大学の授業料につ  
きましては、今日の私立学校法の精神  
その他から見まして、われわれは直接に指  
示命令する権限を持っていないので  
ございます。ただ私立大学の運営全般に  
つきましては、常々いろいろお話し合  
いをしていただいております。私立大学も  
れ自身非常にこうした問題については  
慎重に考へてございまして、われ  
われとして今日特に困つた問題と思  
い出さないでございまして、  
将来とも私立大学のそうした問題につ  
きましては、十分御懇談、御相談をい  
たして参りたいと思つております。私  
立大学自身の援助の問題につきま  
しては、やはり今御審議を願つておられ  
ます予算に、私学振興会あるいは私立学  
校の助成その他相当増額をみておりま  
すので、私立大学の維持経営というよ  
うな点につきましても漸次改善をみる  
ことだと考へております。

と、なるほどお触れにはならなかつた

益者としての責任を果していただくの  
も妥当ではないかと考へましたのが今  
回の考へでございます。

○安部キミ子君 この間の街頭録音で  
の学生さんの御意見は主としてアルバ  
イトをしておる学生が多いように思わ  
れましたが、そういうことになりま  
すと、金持ちの人の三千円の負担より  
も、そういうふうな人たちの三千円の  
負担というものは金の価値において、  
私は質的にだいぶ変わつておると思  
うのです。そういう観点からしまし  
て、都立の高等学校の授業料の値上げ  
は必ずしも五割も上つていない。また  
私どもは今まで授業料の値上げなん  
か考へておりましては、一ぺん  
に五割というふうな値上げは、私はど  
うしてもちょっと多過ぎるに思  
つた。そこでその金は育英会の方に  
回すとか、いろいろ今お話しがあり  
たけれども、そういうふうな金は当然  
文部省が国の負担においてまかなう  
べきであつて、学生の授業料をそう  
いふふうな形で負担させるというこ  
とは、国がやるべきだと思つた。やは  
り私が念願しておることは、いろいろ  
理由があげられましても、根本的に授  
業料の値上げというところは、この際  
望ましくない。万が一上げられるに  
しても、せいぜい二割程度の値上げを  
していただいたら大へん仕合せだと思  
います。総額を見ましても、一億六千  
万円それがしの金額になるようであ  
りますけれども、国の予算全体からい  
ますと大した金ではないのでありま  
す。で、もう少し国は収入をはかるに  
しましても、また国の予算を使うに  
しましても、気のきいたところで収入な

○政府委員(稲田清助君) 私先ほど申  
しましたのは、徴収いたしました授  
業料を、別に育英会の金であるとかある  
いは援護会の金であるとかに回したと  
は申さなかつたつもりでございます。  
育英会の金あるいは援護会の金、ある  
いは両者を合せた金、これらは明年度  
予算におきましても相当増額計上せ  
られております。これらはすべて一般納  
税者の負担によつて困つておる学生の  
教育の機会均等をはかつていただ  
きたい。

○安部キミ子君 国立大学の授業料が  
値上ると、ひいては私立大学の授業  
料が値上りするんじゃないかという  
のがまた学生さんの立場に立てば心配  
なようでありまして、私も私立大学の授  
業料が国立大学の授業料よりもはる  
かに大きいということは大へん不均衡で  
あると思つております。私立の大学が  
今よりまだ値上げするということにな  
りますと、そのかね合いから国立の大  
学がまた値上げするということにな  
つて、両方が私立が高い、国立が安い  
というふうな相関性で、どこまでも授  
業料の値上げごつことになりは  
しないかと思つて、そういう点に  
ついて、私立の大学に対して何か警告  
なりを発せられる御意慮はありませ  
んか。

○政府委員(稲田清助君) 私先ほどか  
ら私立が高いから国立を高く上げべ  
きだといふことを一言も申し上げてお  
りません。国立は国立という問題を直視  
いたしまして、こういう措置をとつた

○安部キミ子君 局長は私立大学の授  
業料については一言も触れていない  
と、なるほどお触れにはならなかつた

○安部キミ子君 局長は私立大学の授  
業料については一言も触れていない  
と、なるほどお触れにはならなかつた

○安部キミ子君 局長は私立大学の授  
業料については一言も触れていない  
と、なるほどお触れにはならなかつた

○安部キミ子君 局長は私立大学の授  
業料については一言も触れていない  
と、なるほどお触れにはならなかつた

○安部キミ子君 局長は私立大学の授  
業料については一言も触れていない  
と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

と、なるほどお触れにはならなかつた

のでございますけれども、実際的には  
こういうことが精神的にも影響して、  
私立の大学生はそのことを非常に心配  
しておられる、このことは録音の発言  
を聞いてもはっきりわかることであり  
ます。そういう点で私立学校の運営に  
ついては文部省がとかく口をはさむ  
ことはいけないことだ、これはわかり  
ます。わかりますけれども、結果的に  
見まして、官立が上ればまた私立も上  
る。また私立がある程度上げたらまた  
国立が私立に比べたら安いじゃない  
か、先ほどもそこでもう少し話が出  
ておったのでございましてけれども、  
私立の大学に比べたら国立は安いじ  
ゃないか、こういうふうなことをみんな  
考えもし、言いますのです。そういう  
ことでございまして、やはりこの  
際国立が授業料の値上げを押えてお  
けることの方が、私立の大学生にと  
つても大へん有利なことであるし、また  
国立の大学生にとつてももちろんのこ  
とであると思ひます。でありますけれ  
ども、今稲田局長にこの問題を質問し  
まして、結局予算を組まれている  
し、それから今参議院で予算の審議が  
この線で運ばれて、衆議院では通つて  
おります。でございましてからなかなか  
これをあとへ引き戻すというところは  
困難かと思ひますけれども、私にはど  
うしてもこの問題はこういうふうによ  
うに五割も急にお上げになるというこ  
とと自身が関連しているように思ひま  
す。もう少し二割だとか三割だとかい  
うような段階で、しかも高等学校など  
のつり合ひもありますので、国立大学  
だからといって五割も一ぺんにお上げ  
になつたということが私は大へん残念  
なことに思ひます。そういう点で、

もうこれはどうにもならないのだと、  
どうにもならないのだというお考えで  
ございましてか。

○政府委員(稲田清助君) 同じことを  
繰り返しますことはおそれ入ることで  
ございましてけれども、まあわれわれと  
いたしましては、この前の値上げとい  
つたにしても、相当に倍額に近い値上  
げをいたしました。決して幅の多いこ  
とを望むのではなく、幅の少ないこと  
を望むのでございまして、国立学校  
の経費の増額、また直接には学生経費  
の増額その他内容の充実、それらと見  
合ひまして、また年々国立大学の経費  
がふえて参りました過去の実績等を勘  
案いたしまして、まあ一部の納税者負  
担というところをいたしまして、まずこ  
の程度はやむを得ないのではなからう  
かというふうなことを考えた次第で  
ございまして、まあそういうふうな点で、  
今の御審議をいただいております政府  
予算というものを政府内部においても  
決定したような次第でございまして、ま  
あその点御了承をいただきたいと思  
ひます。

○中川幸平君 授業料の値上げを新入  
学生からというので、二年以上は既  
得権を尊重して上げないという意味な  
んですか。私ちよつとその方がかえつ  
て不合理のような感じがするのです  
ね。同じ学校に学んでおつて、一年生  
だけが五割高い授業料を払つて、二年  
生以上は従来通りの授業料というのは  
かえつて不合理じゃないか。一律に上  
げて、そうなれば安部さんが言われる  
ごとく一回に五割も上げなくとも金の  
つじつまも合ひし、二学年以上を従来  
のままにしておいて、新入学生から五  
割上げるといふことはかえつて不合理  
のような感じがするのですが、何か前  
例のためにそういうことになつたので  
すか。

○政府委員(稲田清助君) 長い歴史に  
おきまして、授業料あるいは寮費とい  
うものは学年進行的に上げる例でござ  
います。この前三千六百円を六千円に  
上げましたときに、やはり学年進行  
的に上げたのであります。既得権とい  
うような権利であるかどうか、それは  
わかりませんけれども、とにかく一定  
の計画を持って入学して卒業いたしま  
す。家庭の事情その他もございまして  
で、途中から上げられまして、途中で進  
学、在学中に差しかえるというふうな  
者が出ますことは、これは非常に困る  
というふうな考え方であるかと思ひ  
ます。

○中川幸平君 まあ既得権を尊重せね  
ばならぬという意味合いでなかつたな  
らば、大学の施設とか経費とか、そう  
いうことのために授業料を増額しなけ  
ればならぬという意味なら、二学年  
以上も平等に上げて一向に差しかえ  
ないように思ひます。そうなら  
ば、繰返して申す通りに、五割上げ  
なくとも三割上げれば十分補ひがで  
きる。その後三年、四年の後また賃  
値を上げて上げるとか下げるとかとい  
うことを考えたならそれでいいのではな  
くうか。その新入学生だけ上げなければ  
ならぬという根拠はどうもわからぬ  
ように思ひますが、何か変更でき得  
るのじゃないですか。

○政府委員(稲田清助君) とにかく入  
学案内から、また入学いたしますとき  
の約束から、とにかくこれだけの金額  
を取るのだという約束をして入学せし  
めておりますから、途中で変更すると  
いうことは、われわれ教育的な措置と  
いたしましては極力避けたいと思ひま  
されるのでございまして。

○湯山勇君 今の点に関連してお尋ね  
したいのですが、局長の先ほどの御説  
明も、ただいまの、新たに入学する  
学生というお話ですが、これはもう少  
し正確に言えば、新たに大学に一年生  
として入学する学生と、こういうふう  
に解釈していいのでございましてか。

○政府委員(稲田清助君) 入学は新た  
に一年に入ります者も、途中学年に転  
入いたします者もすべて含みます。

○湯山勇君 医学部は前回もいろいろ  
問題があつて、これはそういうふう  
にしないということになつておるのじ  
ゃありませんか。

○政府委員(稲田清助君) あれはあ  
のときの医学、今度はまた事情が違ひ  
ます。前回の場合は何と申しますか、  
レメディカル・コースといふものが今  
のように特定しておりませんでした。  
何というか、同じ大学の他の学部、た  
とえば東京大学というふうなもの、今  
の東京大学の教養学部、これは一つの  
学部です。教養学部に入つた人が途中  
から医学部に入る、そういう場合は、  
東京大学に一ぺん入つたことなんだか  
ら扱いを案じよう、私さつきあなた  
の御質問にお答えいたしました国立大  
学間の出入り、こういう場合おそろく  
授業料値上げということはいたさぬで  
済むと思ひます。ただ今度の医学部と  
いうのは、足のある医学部もあれば足  
のない医学部もございまして、足のある  
医学部にはから一般試験を受けて入  
つてくるときは、これはまあ新入で  
ございましてから、その前二年をどこ  
かの大学に在学しておりましたら、こ  
れは入学試験を受けて新しく入つて  
くるのですから、この前の場合とは違

○政府委員(稲田清助君) 長い歴史に  
おきまして、授業料あるいは寮費とい  
うものは学年進行的に上げる例でござ  
います。この前三千六百円を六千円に  
上げましたときに、やはり学年進行  
的に上げたのであります。既得権とい  
うような権利であるかどうか、それは  
わかりませんけれども、とにかく一定  
の計画を持って入学して卒業いたしま  
す。家庭の事情その他もございまして  
で、途中から上げられまして、途中で進  
学、在学中に差しかえるというふうな  
者が出ますことは、これは非常に困る  
というふうな考え方であるかと思ひ  
ます。

○湯山勇君 それはどういう根拠に  
立つてそういうことを言われるのかで  
すね、一つ御説明をお願いしたいと思  
ひます。一年生ならば全部入るってす  
けれども、二学年で途中で転入してきた  
者は、他の学生は全部安いのとやって  
おる。今局長が言われたように、入る  
ときからの心がまえとか、そういうこ  
とから言えば、二年生に入る者も現在  
二年生に在学しておる者も同じじゃあ  
りませんか。どうも局長の今の御答弁  
と先ほどのとは食い違ひるように思ひ  
ますから、もう一度一つ御説明願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 入るとき  
に、本学に入ればこれこれのいろい  
ろ負担があり、またこれこれの規則を  
守らなければならぬといふことを示し  
まして、入学試験をいたすわけでござ  
いますから、まあ心得て入る人は新しい  
規定を適用する、まあそういうことに  
なるのであります。

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○政府委員(稲田清助君) 国立学校間  
で転入する場合には、おそらく新しい  
授業料は取らないだらうと思ひます。  
これはいわゆる転入じゃなく普通の  
編入でございましてから、たとえば医学  
部あたりで、ほかの大学の二か年を修  
めた者を医学部の最初に入れるとい  
うふうな場合、私それを想像して申し  
たのでございまして。

○湯山勇君 医学部は前回もいろいろ  
問題があつて、これはそういうふう  
にしないということになつておるのじ  
ゃありませんか。

○政府委員(稲田清助君) あれはあ  
のときの医学、今度はまた事情が違ひ  
ます。前回の場合は何と申しますか、  
レメディカル・コースといふものが今  
のように特定しておりませんでした。  
何というか、同じ大学の他の学部、た  
とえば東京大学というふうなもの、今  
の東京大学の教養学部、これは一つの  
学部です。教養学部に入つた人が途中  
から医学部に入る、そういう場合は、  
東京大学に一ぺん入つたことなんだか  
ら扱いを案じよう、私さつきあなた  
の御質問にお答えいたしました国立大  
学間の出入り、こういう場合おそろく  
授業料値上げということはいたさぬで  
済むと思ひます。ただ今度の医学部と  
いうのは、足のある医学部もあれば足  
のない医学部もございまして、足のある  
医学部にはから一般試験を受けて入  
つてくるときは、これはまあ新入で  
ございましてから、その前二年をどこ  
かの大学に在学しておりましたら、こ  
れは入学試験を受けて新しく入つて  
くるのですから、この前の場合とは違

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ

○湯山勇君 二年生以上に入るとい  
うのは転入で入る、Aの大学からBの  
大学へ転入するといふ場合はどちらにな  
りますか。一々そういう者にも、今度  
入ればこうだといふことを示すわけ



う、こういう意味で申し上げたのでございませう。

○湯山勇君 そうすると、足のある大学であつても若干の余裕をおいてはから入れるような制度になつておると思ひます。そういう場合は、同じ医学部の三年生ですか、三年、とにかくまあ大学に入つて三年目の者で六千円納める者と九千円納める者、こういうことになつてゐるわけではございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 他の大学とおつしやるのは国立大学でございませうか。

○湯山勇君 そうです。

○政府委員(稲田清助君) 国立大学であれば、おそらく普通の転入で、前申しましたような期待権というのか、約束というのか、別に増額しないでも私はいのじゃないかと思ひます。

○湯山勇君 これはまあ授業料とは関係ないのでけれども、文部省の方で従来とつておる見解で、しかも法律になつたものがあります。それは新たに入学する児童に対する教科用圖書の給与に關する法律、これは局長は直接は御関係ないかと思ひますけれども、この法律は御存じだろと思ひます。こういう法律がありながら、実際にこの法律の適用はこういう建前でありながら、新たに入学する児童というのには盲学校、ろう学校、養護学校の小学部の第一学年に入学する児童とちゃんと規定してあります。私は文部省の見解が今の局長の言われたように小学校に對する今のような新たに入学するといふ見解と、大学に新たに入学するといふ見解とが違つてはならないと思ひます。それが、そうだとすれば、この法律の、これはもう明らかに法律になつておりま

すから、法律通りの解釈でいけば、今度初めて大学に一年生に入つた者と、こう解釈すべきだと思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 御引例になりましたのは義務教育でございまして、満五歳になりますればすべて一年に入学しなさいならないんです、例外なしに。この大学の場合におきましては、もちろん国内の小学校でございまして、もうけけれども、当該大学が高等学校卒業程度以上と認定いたしました者は入れるのでございませう。あるいはまた外国の大学その他から途中からでも入れる。この場合は一体何年に入学といふことは客観的に特定いたしておりません。小学校の場合は入学といふばこれはもう義務教育であり、五歳以上強制入学でありますから、客観的に小学校の場合の入学といふば一年以外の入学は私はないと思ひます。その点が違つておると思ひます。

○湯山勇君 それは局長はまだ当時の事情をよくご存じないからそういうことをおつしやるので、法律でできたのは昭和二十七年です。そういういたしますと当時はまだ引揚者もありました。引き揚げて内地の小学校の三年なり五年なり、そういうのへ入つた子供もたくさんあります。これはやはり新たに入学したことになると思ひます。それと、そういうのは除外されておりました。ですから今おつしやることをそのまゝいけば、私は当然新たに大学の一年生に入つた者といふのは妥當であつて、たとえそれが転入であつても、その他の形であるにしろ、今おつしやる医学部のようなものであつても一つの学年の中で大部分は六千円で一部

が九千円だとか、あるいは今の逆の場合、そういうことは私は大へんやり方としてまずいと思ひますが、今これは簡単にまあどういふ措置をおやりになるか、まさか法律でおやりになるわけじゃないと思ひますから、局長なり大臣のはからいで、同じ学年の者は同じといふことにすることはできないでございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 私湯山先生とそう本質的に違つたことを考へてないのでございませう。医学部のようにぞろぞろはかから、ほかの大学二年を終えた人が入つてくる医学部等でありましたら、これはそろそろからさききのように申し上げたんです。お話のように一人、二人、横から入つてくる者をしつて差別待遇しなさいならぬとまで私考へておりません。で、大体こういう点はそれぞれ學則で定められるのでございませうから、お話のように一般常識にはずれたような取扱ひは私といへども好んでないのであります。もしさき私の回答をそういうふうな非常に厳密に、また、かどかどしくおとり下すたら、それは私の言い方が悪かつたので、取り消したいと思ひます。

○湯山勇君 ただいまのお話よくわかりました。ただまだ若干気になるのは、大部分が新たに入つてくるとして、まあ小部分にしろ、とにかく一つの学年の中で差別があるといふような形のないうちはできないものでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) それはまあ教育的な問題ですから、なるべくそうしたくないと思ひます。ただ場合によれば今六千円払つてゐる者が上級学年に進学、滞つて学んでゐる場合もある

わけです。ですから絶無ならしめるといふことはそれは言えないと思ひます。御承知のように大学は学年制じゃないのですから、まあいろいろなる場合があると思ひますが、なるべく取扱ひを新入生は新入生、古い学生は古い学生といふことを考へたいと思ひます。ただ学年制でない点を一つまあ申し上げて御了解を得たいと思ひます。

○湯山勇君 まあ学年といふのは言ひ方が悪かつたかもしれませう。そういう意味じゃなくて、とにかく今度入つた者といふ意味は初めて大学に入つた、新たに入学ですから、初めて大学に入つた、この大学に初めて入つたとかあの大学に初めてとかといふふうに形容詞をつけないで、とにかく一般的に初めて大学に入つた者からだけ授業料を上げると、こういうふうには、局長も大体そういう御意向だと思ひますが、解釈してよろしうございませう。

○政府委員(稲田清助君) 関係者とよく協議いたして決定したいと思ひます。私としてはなるべくそうした紛争を避けたい気持ちでよく協議いたしたいと思ひます。

○湯山勇君 じゃあそれはそれでよくわかりました。次にお尋ねしたいのは、今度まあ授業料と入学科料が増額になるようございませうが双方合して約四億五千万くらいに増になると思ひます。その中で授業料が大体先ほどのお話でも一億六千万円くらいというふうに聞いておられますが、これがどういふ方面に使われるか。これも非常にまあ関心事であると思ひますので御説明願ひたいと思ひます。

なほ、これは二月十日ごろの新聞ですけれども、その中にこういうことが書いてございませう。「大学当局は」これはまあ大学当局といふは局長が代表される機関だと思ひますが、とにかく「理由の如何にかかわらず値上げには反対だ。しかも今度は値上げ分がどんな形で教育施設へ還元されるのかからない。これでは学生を納得させられない」といふこと、これはまあ局長直接のお話かどうか存じませんが、こういう記事がこれは朝日の二月十日に出ております。まあそういうこともありますから、今度増額になつた分がどういふところにどう使われるか、これはお金に色がついておるわけじゃないからばつかり言えないと思ひますけれども、大体その使途を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) まあ今の金に色をつけないと言つておられますが、まあ正確に申せば一般歳入をもつて歳入とし、一般歳出を歳出とするわけでございますから、この分がいかにかひもつきになるかといふことはこれは公け的にはちよつと申し上げにくい問題だと思つております。ただ一方歳入がふえるに従ひまして、直接歳出の増加をたどつてみますれば学生経費が一億七千八百万円ばかりふえております。これがまあ一番直接学生自身が利益を受ける費目であらうと思ひます。でございます。で、これを両方比べてみますと、学生経費の方が授業料収入の額よりも多く計上せられておる。まあこういう点が言うことができ得ようかと存じます。

○湯山勇君 それから四億五千万の分

についてはどういふことになりますか。

○政府委員(稲田清助君) まあ検定料というのはどっちかと申しますと、これは実費支弁という性質も相当ございいますので、入学試験経費というようなものを第一に直接の問題として考えられますけれども、まあ実際におきましてはその他大学全体の経費が二十五億もふえておりますけれども、一般共通的な費用の増額といましては教官研究費におきまして二億八千万円程度まあふえておるわけでございます。直接の入学試験経費、学生経費その他その辺をまとめてみましても、まあ五億程度の増額は申し上げることができると考えます。

○湯山勇君 今教官研究費二億余というお話でしたが、教官研究費は増加してないじゃないですか。

○政府委員(稲田清助君) その前に、私の入学科、検定料をもって教官研究費の財源としているという意味で申し上げておるのじゃないのです。教官研究費の増額をたどってみますと、講座研究費におきまして二〇%増額いたしております。その点について二億八千万円ばかりの計上を申し上げたいと存じます。

○湯山勇君 今おっしゃったのは講座研究費で、それから先ほどは教官研究費とおっしゃいましたが、これは講座研究費だけで、教官研究費は増額になっていない、こういうふうにご了解してよろしいのでございいますか。

○政府委員(稲田清助君) 講座研究費と対比する意味においては教官研究費は増額いたしております。包括的な意味のそうした教官研究費、こういう意味におとりいたしたいと思ひます。

○湯山勇君 なおこれはそういう話が出たついでにお尋ねしたいのですが、教官研究費の算定基準ですね、これは本年は昨年より下つておるといふことを、この間実は調査に参つて聞いて参りましたが、来年度はどういうことになっておりますか。教官研究費の単価です。

○政府委員(稲田清助君) 教官研究費の単価は、本年と今御審議いただいたおりまして明年度予算とは単価において差等はございません。

○湯山勇君 昨年よりは下つておりますね。

○政府委員(稲田清助君) 昨年はたしか補正の場合に一般庁費の節約をいたしましたので、その点で多少下つたと思つております。従いまして昨年よりは明年は下つておると思ひます。

○湯山勇君 これは本件とは直接関係ないのですけれども、実際に各幾つかの大学で聞いてみますと、教官研究費はどうも当初配分になるだけではないといふことを申し上げました。そこでこれはきょうお示ししたことはできないと思ひますから、資料として教官研究費の各学校別ができれば学校別に、その構成、単価、学校の総額といふようなものを一度お示し願ひませんか。それはなぜかと申しますと、先般も当委員会でも問題となつたと思ひますし、それから私も二月に地方の大学を調査したのですけれども、やはり同じような点で明確にならない点があります。そこでこういう、別に大学事務局にこれをどうこうしたいというのじゃありませんけれども、不明確なものは明確にしなければ、いつまで

もそういう不明瞭なものが残ると思ひますので、一つこの際そういう点を明確にするような資料を御提示願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) これは先般もお話がございまして御了解を願つたと思ひますが、予算、決算において目以下の点は、これは単に予算算の基礎だけでございます。学校に配分いたします際には、また学校で帳面に附けて経理いたします場合には、また本省に對し、また国会に對し決算報告をいたします場合には、目の庁費以下の内訳は徴収してないのでございします。従いましてただいまの御要求につきましてはこれは不可能でございます。

○湯山勇君 それでは本年度の分は要求いたしませんから、本年度あるいは昨年度の決算、これは事実でございするわけですから、その昨年度の決算におけるわけをただいま申しましたような資料、これは御提示願ひますか。

○政府委員(稲田清助君) それができなないのでございします。各大学におきましては帳簿においても経理いたしております。これは庁費という目で経理いたしております。従つて本省に報告いたしますのも庁費というところで出してあります。庁費の積算の基礎として大蔵省が予算を計上いたしますときにいろいろ何といひますが、光熱水料とか、あるいは今申しました教官研究費とか、いろいろな積算の基礎にいたしますけれども、これをまとめた費用として庁費として経理いたしておるわけでございます。それをなぜそうしておるかとお申しますと、これは大学の何といひますか、教育研究の基本的な費用なのでございまして、研究自体によつて

は、あるときは光熱水料のよけい要求、あるときは通信運搬のよけい要求、あるときはまたそのほかのいろいろの庁費に属します金が要る、これは教育の自主性あるいは教育研究の自由とせよという点で、その点は学校におまかせしてあるわけでありまして。従いまして庁費が幾ら各大学に配当したか、また庁費を幾ら使つたとして報告したか、これはお目にかけられます。

○湯山勇君 そういふ局長の御答弁ですけれども、実は各大学へ参りまして、聞いてみますと、これだけきた、この分についてはこういうふうなこういう経路で教官にはこれだけ渡つておるといふふうな資料があるのです。ところがその資料とわれわれが存しておる単価の積算とが合わないのです。そこでこの分まではよくわかる、ところがその残りの分は一体どうなつたのかというところは、別に文部省からその分としての配当は受けてない、こういうことではございします。このことは有馬委員と私との間参つた報告書にもそのことがちゃんと出ておりますから、これもごらんいただきたいと思ひます。そこでそういうことがやはり明確になることが必要だと思ひますので、文部省の方ではどうしておられるといふことでも、一つわかるようにしていただきた。

それから今との関連して、授業料値上げの問題に入らるわけですが、局長がおっしゃつたように、庁費として一般的に大学へゆくといふことになりまして、せつかく講座研究費を二億八千万増加したと、こゝ局長はおっしゃつて、われわれもなるほど講座研究費がふえれば、それは直接間接に学生のた

めになるからいいのだ、こういう判断をしたとしましても、庁費として一般的に使われるといふことになれば、せつかくの今の御説明のようなことにならないう、これは何に使われるかわからない、まき代に使われるかわからない、石炭代になるかわからない、こういうことになつたのでは、またこの授業料の問題に対する考え方を変えなくちゃならないと思ひますので、そこでまあ今のようなことをお願ひしておるわけですから、一つぜひ何とか納得のゆくような資料をお出し願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 各大学におきましてはいろいろの経理の人が研究しておられます。いろいろの御質問に應じて研究した材料は提示しておると思ひますが、これは決して予算の配当でもなく、また決算の報告でもなく、学校に国家が要求いたしてあります経理でないのをごいします。従いましてお話のような研究をすべての大学でこれからあらためて過去にさかのぼつてやらせようと思ひまして、これはできないのでございします。また研究した材料をこの前ここでいたしたきまは資料でみまわしたけれども、たとえば庁費をわれわれは三十二項目くらいに考へるのを十八くらいにくくつてその人は整理しておるのです。いろいろ研究が違ひますから、各学校にいたつた場合に経理担当者が自分がおよそこういう心づもりで経理いたしておりますといふことは、できておる人はみせるかもしれません。それはその人の研究でございしますから、公けの資料といたしまして文部省が国会に提出するだけの材料はこれは事の性質上得ら

ない点を御了解いただきたく思います。

○湯山勇君 そうすると、文部省としては出すときにこれはこの費目から出したということはおわかりでございましょう。

○政府委員(稲田清助君) 文部省も予算決算会計第十八条ですか、によって、配付いたしますときは片費として各大学に配付いたしますその内訳というものは、これはあるいは担当者メモとしてその配付前に一応自分のノートに書くかもしれませんけれども、それはそれだけの研究であります。公けのものでございせん。

○湯山勇君 そうすると、講座研究費とか教育研究費とかいうのは予算項目の款項目の何に入るのでございせんか。

○政府委員(稲田清助君) 目以下の単なる積算の基礎でございせん。たとえばわれわれが役所において旅費一人当たり幾ら、一人何回、こういう程度のものでございせん。

○湯山勇君 そうすると、その面に対する経理ですね、これは担当者にはわかっていて、講座研究費はこれだけ積算した。それから教育研究費は資料としてこれだけ積算してある、それはわかりますか。

○政府委員(稲田清助君) 予算編成上の基本でございせんか。それはまあ何というか、単価かける数量でございせんから、大よそ何というか、何人平均幾らで旅費を計算する、そういう積算の基礎は大蔵省におきまして、また受け取ってくる文部省におきまして、予算編成の過程におきましては積算の材料として持っております。しかし御審議いただきます予算を配付

する場合に、目は目として配付いたします。

○湯山勇君 そうすると、結局教育研究費とか、講座研究費というのはいくつなかがよくて、極端にいえばそういうふうな積算の基礎はできておいても、今度は配分する場合には教育研究費をゼロにして、講座研究費をゼロにしても道義的なことかというところは差しつかえないと、こういう御見解でございせんか。

○政府委員(稲田清助君) 法的には、また予算原則的には目が最小単位でございせんから、目の積算の基礎は存じません。

○湯山勇君 私はこれは非常に重大な問題だと思ふのですが、講座に対してはこれだけ研究費が必要だ、それから講座のないところでは教育研究費がこれだけだという基準まで一応内定しておいて、大学も大体それを期待しておりますし、文部大臣としても局長としてもそれよりはもっとたくさん出したというお気持はあると思ひます。ところがそういうものが今のうちに文部省の内部で、すでに消えてしまつてもやむを得ないような建前になっておるし、かりに文部省がそういうつもりでお出しになつても、今度は大学の中でそれが消えてしまつてもいいというふうな建前になつておるといふのは、現在の法的な根拠とか、会計令がどうかというのじゃなくて、実問題として非常にこれは都合なことじゃないかと思ひますが、局長どうお考えですか。

○政府委員(稲田清助君) われわれそれ以上もし窮屈にいたしますれば、むしろ研究の自由を束縛すると思ひます。

す。例を申しては悪いのですけれども、たとえば心理学教室であるときはオシログラフを買いたい場合がある。あるときはアンケートで通信運搬費を非常に使いたい場合があります。あるいはあるときは光熱水を非常に必要とするところもありましょう。もしそれをこの目以下の積算の基礎を非常に正確に学校の要求に合せて配当するということになれば、一年半前の予算要求のときに一年半後の大学研究室において心理学研究を一体どういう順序で、どういう方法で、どうやるかというところをきまかく決定いたしました。そして、そうして光熱水料が幾ら、講座研究費に属すべきものが幾ら、備品は幾ら、旅費は幾らと、ここまかにもし査定いたしました。その通り配付いたしますれば、これはわれわれ今お話のように正確を期するといふ点におきましては責めは果すと思ひますけれども、これは大学の教育研究についてわれわれ立ち入り過ぎると思ひます。従つて庁費といふまるい費用をまあわれわれは積算いたしまして、それを大学に配当し、大学が光熱水料がうんとかれば払う、通信運搬が要するならばそこを払う、それは自由にしていただきたい。つまりわれわれにいたしましてはこの庁費を多く取りたいのでございせん。ですからあるときは学生経費を増し、あるときは講座研究費を増し、また過去においていろいろ御配慮いただきましたように、ときとしては旅費を増し、年々この庁費をいろいろな角度から増額することをほかつて、とにかく庁費が豊かでありましたら研究教育が充実する、そういう方法をいたしておるのでございせん。まあこ

いうあり方につきましては、あるいは別途のお考えもあるかと思ひますけれども、われわれとしてはある程度大学におまかせする方が大学の性質上よろしいじゃないかといふことで、今の通りいたしております。また別の例をもつてすれば、われわれの役所におきましても旅費一人単価幾らとありますけれども、五回出る人もありますけれども、一回も出ない人もあります。それはその方が各役所としてはお役に立つんじゃないかといふことでやつておる。目以下の積算の基礎を、積算の基礎に便せようといふことになれば、方針々に支障を生ずるんじゃないかと心配いたします。

○湯山勇君 そうすると、あの教育研究費一人幾ら、教授幾ら、助教幾ら、助手幾らというのは一応の基準があるにしても、配分に當つて各大学に必ずしも公平にいつてない、こういうことになりませんか。

○政府委員(稲田清助君) まあ全体を積算いたしまして片費といたしましては、配分の公正をもちろん期すべきと思つておりますが、その積算の基礎を各大学においていかように使われましようとも、その点につきましてはわれわれとしては大学におまかせいたしております。

○湯山勇君 では今の点もう一つ大臣もお見えになつておりますから聞きたいのですが、そうするとAの大学が教授がBの大学よりも二名多いという場合には、Aの大学へは二名多い教授の教育研究費がついておるのか、二名多くてもBの大学よりもAの方が少いという場合もあり得るのか、それはいかがでしよう。

○政府委員(稲田清助君) Aの大学の片費というものを積算いたしますときに、積算の単価と数量をかけておりますから、片費というものができるときにそれぞれ大学の片費の総体額というものは大よそ見当がつくわけでございせん。それを予算に計上し、われわれは配付いたします。

○湯山勇君 この点はまだ疑問がありますから、資料がでないとおっしゃればそれまでですけれども、三十一年度の予算要求したときの積算の基礎だけでもいいから一つお知らせをお願いいたします。

○政府委員(稲田清助君) 要求額が査定せられてしまつてしまつてございまして、こういう基準幾らというものは、そう一々動かしてございせんから、積算の基礎によつてきた片費というものをわれわれ持つておりますけれども、大学の目の点につきましては、今御審議いただいております予算参照書で一つごらんいただきたいと思つております。

○湯山勇君 今の点に対する質問は留保させていただきますと思ひます。それからもう一つ局長にお尋ねしたいのですが、今のような御見解に立てば講座研究費を、授業料あるいは入学料の値上げによつて二億八千万講座研究費をふやすと、こういうことをおっしゃいましたし、それから学生経費を幾らふやすといふことをおっしゃいましたけれども、これらも今のような建前からいけば目内ではいろいろ流用されが懸念がありますから、必ずしも局長が言われた通りのところへはいかないんじゃないかという心配をしておりま

すが、いかがですか。

○政府委員(稲田清助君) それは湯山委員が仰せられたので、だから私は色がついてひもつきではない、一般歳入をもつて歳入とし、一般歳出をもつて歳出としておる。ただどこがふえたかと言われれば、積算の基礎においてこれこれがふえた、基準経費どこをとるというところはむずかしいけれども、基準経費の周辺においてふえましてした点はこの辺でございます、こう申し上げたので、私の方からは先ほどから決して収入と支出とを結びつけては説明してないのです。

○湯山勇君 それは局長の言われることは話をもとへ返っています。局長が言われたのはそのうち色に色についてない。しかし収支の関係はないにしても非常に有利な解釈をして、そうして私どもやその他の学生、父兄、そういう人を納得させるためにはこういう説明をすればいい、こういうことなんです。逆に言えば、もつと言え、この増加した四億五千万は何か大学のまわりのへいを作ったといつてもいいわけですが、それをへいに使ったとかあるいは道路に使ったとか、そういうこととは困るので、一番納得のいくような説明をすれば講座研究費にこれだけ、学生経費がこれだけ、こういうふうにおつしたので、私どももそういう善意な解釈を解釈として認めてお聞きしておる。それをそういうふうに行なわれなかったから、それでは授業料値上げしたものはどこへいつておるかわからない、こういうことになるわけですが、そこでできるだけいいように解釈していつておるのですが、そういうふう

に解釈したものとさても、今のような御説明ではどこへいくかわからないと、こういうことになるのですかと聞いておるのですから、それに対するお答えを願います。

○政府委員(稲田清助君) 授業料値上げの理由として申し上げましたのは、第一段に委員長のお指図によつて申し上げた受益者負担による理由でございます。だんだんと御質疑で一体どこがふえたかというお話でございますから、片費という点についての積算の基礎がふえた、こう申し上げたのであります。しかし片費は片費として、これは学校に参りまして、これは学生の教育に直接関係のあるところに使われるのでございまして、とんでもないところと片費が行つてしまふということではない、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○湯山勇君 私の質問に端的にお答え願ひたいのですが、それは今おつしたように、片費というワケ内で操作されますから、学生経費が一億七千万ふえとか、あるいは講座研究費が二億八千万ふえというけれども、それはまあ授業料と別個に切り離してつけようです。今ふえるところおつしたものは必ずしも学校の現場においてはそれだけふえないものもあると、こういうことですかと聞いておるのですから、そうならそう、違ひなら違ひとどうおつしたつていただければけっこうです。

○政府委員(稲田清助君) 国立学校の片費が学校以外で使われることは絶対にございせん。

○湯山勇君 学校以外で使われるとか使われないということを聞いておるま

せん。講座研究費と学生費を聞いてい

るのですから、それについてお答え願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 学生経費及び講座研究費は片費の積算の基礎となつて片費の増額の勘定のうちに入つております。増額せられた片費は各学校におきまして教育研究に使われるのでございましょう。

○湯山勇君 ですからですね、非常にくだいようですけれども、そつちがおつしてつてくれないから仕方がない、言わなくちゃならないのですが、もちろん片費が学校のために使われないというふうなことを言つておるのじゃなくて、片費の中の講座研究費が純粋な講座研究費に使われない場合もあり得る、学生経費がそのまゝ学生経費に使われない場合もあり得る、こういうふうなことでいいかどうか、簡単に伺ひます。

○政府委員(稲田清助君) 積算の基礎が積算の基礎通りに使われなければならぬと言われれば湯山委員の御前提に對しまして、私はお答えするのに非常に苦しいのでございまして。私どもはそういう前提に立つてないのでござい

ます。

○湯山勇君 大体局長の言わんとするところはわかりましたから、局長に對する質問はこれだけでとどめまして、またあとで文部大臣に對してお尋ねしたいと思ひます。

う考えで大臣はお認めになつたかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は遅く入りましたが、すでに局長より答えておるかと思ひますが……。

○安部キミ子君 いえ大臣の所見をお尋ねするので。

○国務大臣(清瀬一郎君) それで重複するかと思ひますが、というお断わりを言おうと思つたのですが、国立大学は即ち国民全部が国家の施設として負担するのであります。今日はいかなる場合でも負担軽減、負担軽減と言つて

いる。そこで今の状態では全國民が大学に入るのじゃございせんが、昔のようないく部分階級が入るといふのじゃない。よほど門戸は開きましてけれども、大学に入る人は國民の全体から言へば数が少ない、この少い人が多数の人の輸出でひとりの利益を受けるということは今の民主政治じゃよくありませんから、やはり利益を受ける、即ち学校で教育を受ける人も相當の額は負担する、こういうことが一般の今日の財政の考え方だと思ひます。要は限度でございまして。私の今まで言う抽象的なことは御了承下さると思ひます。が、それをどの限度に上げたらいいか。大体戦前の学校ですね、その頃から比べますと、物価は百九十倍になつておりました。それからして國民の収入も百九十五になつておるので

す。このくらゐ上りました以上は、それなら百九十五倍にせいという、これはあまりでありますけれども、五〇%くらいは上げていいだろう、こういうことは学校に入る人の方のことも考えなきゃならぬ、國民の方のことも考えなきゃならぬ。この辺がよ

からう、それでも今入つてゐる学生は元の授業料で教育してもらへるつもりで入つてゐるのですから、その人にたくさんのお金をやらすことはこれも道理にかなひませんから、これから入る人は五〇%だけ上りますよと言つて入れるということとはそれでいいと思ひます。

○安部キミ子君 ただいまの御答弁で授業料をどういふ根拠で上げられるかという大臣の意図はわかりました。先日NHKの街頭録音を聞きましたとき、私立の大学生も国立の大学生も、また父兄も、たくさんの方の御意見を聞いたわけですが、そういう意見の中にはまあ大臣の気持ちがよくわからない発言も相當にありました。私どもも國會議員として何もかもこの五割の値上げが高いと頭から否定するものではありませぬけれども、たとえば公立の高

等学校などに比べて、あるいは今日ガス水道は値上げしております。けれども五割というふうな高い値上げはちょっときつたように思ふのです。それで、どうしても上げなければならぬといふことであつても、せめて二割か三割というふうな順序を追うて、そしてほかの値上げなんかを勘案して、さらに今日労働組合の人たちは賃金の値上げを要求しておりますけれども、政府はそればかりならぬ、こういうふうな態度に出ておられる、こういうことを総合的に考えまして、国立の大学の人がたかだかに五割という高い高額の値上げはちょっと私は酷いかなにか。こう言へば大へん失礼ですけども、私立の大学生よりか、国立の大学生の方の方が家庭的には恵まれな

方が多いように、この間の録音ではそう

いう印象を受けました。それは全部が全部ではないでしょうけれども、そういう印象を受けた。そしてまた国立の大学の人が優秀な人が集っておられるような印象を受けた。これは私の一方的な考え方でどういふことを言いますと、大へん私立の大学にとっては悪いことかもしれないけれども、私は率直にそういうふうな印象を受けました。そういうことになりましたと国立の大学へゆく人たちは日本の国の将来にとつても、今日にとつても、また考えてやらなきゃならぬのじゃないか、そういうふうな機会均等の場が一つくらいあつてもいいのじゃないか。ほんとうにまじめな人たちの子弟を教育する場が一つあつてもいいのじゃないかという印象を受けたのですが、大臣はどこまでも受益者の負担は同じでなきゃならないというふうにお考えですか、どうですか。

○国務大臣(清瀬一朗君) 今ずっと承わつていふと、お考えの根本には大差はないようなんです。一飛びに五〇%はあまり高過ぎやせんかということでありまして、過去を顧みれば物価の上るときに逐次上げていったらよかつたかも知れません。けれども、その段階を経ませんけれども、今日今までも授業料が一カ年十二カ月に六千円という、私立の大学等に比べて非常に安いすわね。だからして五割くらいはいらう。そこはどの程度の問題でしてね。今日非常に多数の人が国費が高い、従つて税金が高いといふこともこれは考えなければならぬ。今あなたのおっしゃる通り、文部省で調べましても、家庭は私立大学の方が

いいんですね。これはあまりできぬでも私立だったら高い授業料を出せば行けるんだらうというふうなことでしよう。けれども、大学の方も、しかしほんとに貧賤な人は入らぬ。その日に困るような人は入らぬので、それでも国立の大学の学生でも、都会は知りませんが、私の方の田舎から考えますれば、中流以上の人です。全くの労働者の子供、日雇の子供は入っておりません。(一)ほんとうですか大臣、労働者の子供は入っておりませんか」と呼ぶ者あり) いや、私の村では、私の村です、前提として。今の話に、私の方の村はほんとうに貧賤な人は入っておりません。でありますから、やはりそれらのことを考えますと、国立の大学にはその大学からして無料だ無料だといつて安くすること、国民全体からの公平を失ひやせんか。心持の相違ですね、こゝまでになります。程度の問題です。あなたは二割くらいがいいとおっしゃるし、私は五割というので、程度の問題で、これ以上はちょっと議論が尽きないと思うのです。

○安部キミ子君 大臣は案外お人柄がいて感心しておるのです。先ほど稲田局長に同じ様な質問しましたら、稲田局長は答弁が大へんお上手で、お逃げになつた。それで稲田局長は、私立の大学のことも考えて授業料を値上げしたのじゃないと、こうおっしゃいます。ただいま大臣のお言葉では、私立の大学の授業料に比べて非常に低いから、これぐらいのことと思ふのです。そういう点では私は大臣は大へん思つたことを率直におつ

しゃつて、偽らないことをおっしゃる点では、ほかのことは知らない、このことに関する限りは、正直におつた点で私大へん嬉しく思ひます。問題はこうした国立の大学が値上げすると、また私立の大学がこういふ影響を受けて値上げするのじゃないか、そうするとまた私立の大学が値上げしたというのでこの次の何かの機会には国立が上げるんじゃないか、こういうふうな心配が父兄にも大へん強くあるわけなんです。それでお金の幾らなさいともいいと思うのですが、たゞいま大臣がおっしゃいましたように、なるほど地方から出ておられる方は、あるいは中産階級以上の方かも知れません。けれども、私も知つております限り、ないしはこの間録音で聞きました限りにおいては、アルバイトして国立大学に行つていふという方の方が多い。こういうふうな観点からしますと、やはり三千円の値上げといふことは、書物が買えなくなる、栄養をとらなければならぬのに栄養がとれなくなるというふうな、いろいろ苦痛を訴えておられたわけなんです。総額にいたしましても、授業料だけの金だったら一億六千万円だと、こういうお話でございます。一億六千万円ぐらいな金なら、何とかして国立の大学の皆さんにはこれはそつとしておいてあげられなかつたものだらうか、こういうふうな考へるのですが、もう今日予算が参議院に回つておりまして、処置なしと、こういうふうな大臣お考えになりますか、何とかこれでもまだ切り開く道があるとお考えになりますか。

○国務大臣(清瀬一朗君) 今のお話のうちで、私立学校にも授業料がこれ以上はなるべく上らんように私は希望しておるのです。ただし、今の教育法で文部大臣がストップをやるということができませんので、苦慮いたしております。この大学の学問なんといふことはいいことですから、なるべく安くできるがええんです。しかし国の政治を全部預かつておまして私ども感じることは、特殊の利害関係のあるといふ人は、もうそれを声を大にするのです。けれども、一般全国にわたることは全国民ですから、割に沈黙しておるのです。一部特殊のグループだけがやかましく言うからといってそればかりに耳を傾けては、政治家の任務は勤まりません。私は文部大臣はいたしておりますが、従前の大臣はどうか、自分の態度をとられたか知りませんが、自分ひいきになりなすけれども、自分の心を抑えてなるべく国全体のほうから見ようというふうに私はやつておりますので、今のいっぺんに五割といふことは、いっぺんにといふことがいけないので、あなたのおっしゃる通り逐次上げてきておたがよかつたかもしれませんけれども、今五割上げといふことは、一般の物価の上から、ほかのもののけいこでして、お花のけいことかピアノのけいことか、全体のものがずいっと上つておることとかから見て非常に高い授業料とも思つておられないので、政府提案の通り増額を賛成したいと、心から願つております。

○安部キミ子君 私は大に心配するのは、おそろく文部大臣も国立大学の御卒業だと思ひますが、従来の国立大学の卒業生には、私立の大学からもおえらひ方がたくさんおられますけれども、国立大学の卒業生の方のほうが多いように思ふ。そういうことから考えますと、やはり金がなくてはならないに勉強したい人、それからすれば、人、こういう人たちは何とか救う道がなきゃならぬ。何とか救う最高学府といふものがあつていいのじゃないか。そうでなければ、ほんとうに日本の国が世界の國に伍してあらゆる面で太刀打ちがでないじゃないかといふうな心配を持つておられます。ほんとうの英才が土の下に埋れてしまふのじゃないか、こういうふうな考へる。そういう意味で、従来の国立大学の授業料はきつめて安くて國民の皆さんには負担が大きかつたかも知れないけれども、それほどの人材が出て國のために人々がほとんど出てくれば、こういう金のことなどよりも、もっと大きい日本の國のために利益があるのじゃないかといふふうな考へるのです。そういう意味からして、まあこのたびは、私もこの議案には反対でございませうけれども、今後大臣はしっかり負しき者で、しかも才能のある人を勉強させるといふことをじっくり考へていただきたといふことを要望いたします。て、私の質問は終ります。

○政府委員(稲田清助君) さきほど湯山先生にお答え申し上げて、私庁費と申しましたが、学校でございまして、これは校費が正しいので、訂正いたしたいと思ひます。

○湯山勇君 大臣に簡単にお尋ねいたしたいと思ひます。今大臣はそういうお氣持でおつたと思ふのです。



れども、文部大臣としての心を抑えて大  
局的な立場から賛成せざるを得ないと  
いうような意味のことをおっしゃった  
と思います。文部大臣としてはやはり大  
学の授業料は値上げしない方が好まし

いという基本的な考えは持つておられると思うのですが、いかがでしょうか。  
○国務大臣(清瀬一朗君) 今回の予算を政府で初めに組むにおいては、私は授業料の値上げはしないで下さいという主張を一時しておりました。しかしながらわが国の今日の経済の情勢、ほんとうのことをいえば金が足らぬのじゃないのです。足らぬのじゃない、世間でもって貿易もよくなるし米もよくできますけれども、こういうときにも、もう一つ押えないというところの方で方針を誤まるということで大蔵大臣があ的主張で予算を組まれましたから、それなればここで議論があつたやうだけれども、大学自身に学生のためになるように将来使われるといったような論理的ではありませんけれども、含蓄があるなら初めもう少したくさん要求でありましたけれども、五分ぐらいならば、それからまた今入つておる人に影響を及ぼさぬならばどうでしょう、これが偽わらざる経過でござ

○湯山勇君 大臣の御心境も経過もよくわかりました。そこで大臣になおお尋ねたいのは、先ほどおっしゃったように受益者負担ということをおっしゃったわけですが、かりに今度授業料の値上げが実現した場合に、それだけ受益者としての負担が増大するのですから当然受ける利益、つまり受益も増大しなくちゃならない。今も局長にいろいろお尋ねしてみますと、そ

の受益の増大ということについてはどうもあまり責任を持ってないような御察言があつたわけですが、大臣はこれについて何か具体的なお考えをお持ちでしょうか。

○國務大臣(清瀬一耶君) 国で経営しておる大学という施設を国の全体の人口から見ますれば何万分の一の人が特に使うのであるから、ちょうど図書館に入る時分に入場料を払うのと同じような意味で一部負担することです。授業料を取ってあるものだと思えます。それゆえに授業料はかりにおさまる、それでいいのです。それでおさまっただけこつちに返らぬでも受益者負担の理屈からすればいいのです。しかしながらくちういふ際でありますからやはり学校の方の施設もそれだけよくなるという楽しみで授業料を出していただければいい。それでも非常に違わぬことは、私のせがれも今大学入試試験中です。それもたくさん押すなへすなで文一が二十倍ですね、二十人に一人しかとっておりませんのです。授業料が高くなったからといって大学志願者はちつとも減りませんよ。だから非常に悪い政治をしたということではなかりうかと思います。

○湯山眞君 悪い政治をしたというので、を私は申し上げているのじゃなくて、これは金額そのものの問題もありますけれども、これの及ぼす精神的な影響もたくさんあると思います。それからまた大臣は先ほど百九十五倍云々ということをおっしゃいましたが、今日東京でもって下宿をして学校へ行くとなれば、それはどこかは百九十倍かなんかは存じませんけれども、下宿料と、とにかく学生の生活の費用という

ものはこれは非常に大きくなるので、そういうことから考えますと、月にすれば三百円そこそこのもですけれども、學生にとってみれば、そのためにやはり学問と縁のないアルバイトも一日しなくちゃならない、月に一日これであつて、やさなくちゃならないという実態にあるわけなので、そういう状態ですから、文部大臣の村あたりでは労働者、日雇いあたりの子供は入れぬということになつておるので、これはあげ足とりでも何でもなし、大臣にお願いしたいのは文部大臣のおひざ元からこそ労働者、日雇いあたりの子供が学校に入れるということにしたいだきたい

わけなんです。そういう点から、なるほどこれは今のような過程を経て授業料値上げもやむを得ないのじゃないかという結論に立つておられるようですけれども、それならそれでそのかわり、こういうことはこうするのだということがなければならぬ。ちょうど今の健康保険の赤字埋めのようにふやしてみんなから取ってそれはただ埋めるだけで、取りっぱなしだということですが、大臣が今具体的にこういうことをしてやろう、こういうこともしようということがあればそれを一つ指示し願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私が来るまでに大学学術局長とあなたが問答されたそれだろうと思います。ただそれがひもつきだということになると、いろいろな差しさわりがあるので、その言葉を避けて言っておりますけれども、今度授業料の値上げで入るようなものは、やはり学生のためになるようなことに使うことと事実上同じこと

なんです。ただ政府の管理としてその通りすれば財政法に違反しますから、それで局長はおっしゃられたけれども、授業料を払ったときにはやはり大学に行っておるのですから、それは一つという公けの席で速記に残ることを言うので、それをひもつきでやるということではないと始終おっしゃるけれども、やはり今度の授業料を上げたものはそれを防衛庁に持っていて使うたり、あるいは建設省に持っていて使うたり、そういうふうな考えはないので、無形に、形なしに、また理屈なしにやはりこの金は納めた人のためになるようになるのです。

○湯山勇君 大臣は非常に今いいことをおっしゃったのは、その集めた杉葉料が防衛庁にいったり建設省にいったりすることはないのだ、これはよくわかります、そうでなくちゃならないと思います。そこで私は何もひもつきとか何とかいうことを申しておるのではなくて、今年度においてはこういうこととする、それはひもつきとか何とかいうことじゃなくて、もうすでに大臣としては心がまえがおありになるだろうと思いますので、大学のために新たにこういうことをする、それがお示し願えればそれで私はけっこうだと思つので、別に取ったものをこうやるとか、

これをどうやるのかということをお聞きしておるわけじゃないのですから、どうか御心配なく。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私今ちよつと数字を覚えておりませんが、授業料値上げまた入学検査料値上げで入る金よりも、この同時にやった予算で学費なり教授研究費なりの方が少し多いのです。ですから、ほかの方に使わな

いということはこれでわかるだろうと思ひます。將來もずっとやつていきまふという、やはり研究費なりあるいは学生経費というようなもののほかに、まだ学生のために必要なことも起つてきようと思ひます。学生から取り上げたものでそれ以外のことをやるという考えは私もいたしております。大蔵大臣もそういう考えはしておられないだろうと思ひます。ただ世の中が進歩しますから学校の経費もだんだんふえる。それを学校にやつておる父兄だけはそのままにしておいて、やらぬ父兄にも均等にどんどん出していけということはどうだろうということが大蔵省の言うことだろうと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) それではほかにこの問題について御質疑もないようでありますから、一応速記をとめて懇談をいたしたいと思ひます。速記をとめて。

午後四時四十九分速記中止

午後五時五分速記開始  
○委員長（飯島達次郎君）速記を始めて。  
それでは今日はこれで散会いたします。

午後五時六分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、教育委員の公選に関する諸願  
(第七二号)
- 一、青年学級連営費国库補助増額に  
関する諸願(第七二四号)
- 一、教育委員会法改正反対に関する  
諸願(第七六四号)(第七六五号)  
(第七八一号)(第七八二五号)
- 一、要保護児童の学校給食費補助に

関する請願（第七六六号）

一、旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願（第七六七号）（第八〇四号）（第八二四号）  
一、義務教育費国庫負担に関する請願（第七六九号）  
一、建國祭復活に関する請願（第七七八号）  
一、写真技能師法制定に関する請願（第七七九号）  
一、学校給食関係栄養士の身分保障に関する請願（第八二三号）

第七二二号 昭和三十一年二月二日受理  
教育委員の公選に関する請願  
請願者 秋田市士手長町一秋田県教育委員会内 丸山修一郎外六名  
紹介議員 小笠原二三男君 鈴木一君

第七二四号 昭和三十一年二月二日受理  
青年学級運営費国庫補助増額に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国青年学級振興協議会内 高瀬莊太郎  
紹介議員 大谷 賢雄君

第七二五号 昭和三十一年二月二日受理  
青年学級運営費国庫補助増額に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国青年学級振興協議会内 高瀬莊太郎  
紹介議員 大谷 賢雄君

第七二六号 昭和三十一年二月二日受理  
青年学級運営費国庫補助増額に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国青年学級振興協議会内 高瀬莊太郎  
紹介議員 大谷 賢雄君

第七二七号 昭和三十一年二月二日受理  
青年学級運営費国庫補助増額に関する請願  
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ五全国青年学級振興協議会内 高瀬莊太郎  
紹介議員 大谷 賢雄君

百万の勤労青年のために昭和二十八年青年学級振興法が制定せられ、その教育の場が与えられたことは喜ばしいことであり、昭和三十一年度においては一万八千学級、学級生百五万人を数えるにいたつたのであるが、青年学級に対する国の補助金がすくないため、地方においては財政の貧困から青年の要望にすらそえない状態に立ちいたつてゐるから、（一）青年学級振興法第十八条を改正して、青年学級運営に要する経費の三分の一を国庫負担とすること、（二）昭和三十一年度青年学級運営費国庫補助金三億六千万円（一）学級二万円として一万八千学級分）を確保すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七六四号 昭和三十一年二月二日受理  
教育委員会法改正反対に関する請願  
請願者 京都府北桑田郡京北町教育委員会内 羽田巖外六名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七六五号 昭和三十一年二月二日受理  
教育委員会法改正反対に関する請願  
請願者 愛媛県松山市二番町六二松山市立番町小学校  
紹介議員 内 本多修

第七六七号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

第七六八号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

この請願の趣旨は、第七六四号と同じである。

第八二五号 昭和三十一年三月三日受理  
教育委員会法改正反対に関する請願  
請願者 愛媛県松山市高浜町松山市立高浜小学校内 森田繁松外三名  
紹介議員 湯山 勇君

第七六六号 昭和三十一年二月二日受理  
要保護児童の学校給食費補助に関する請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

第七六七号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

第七六八号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

第七六九号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
生活保護法の適用を受ける児童の生活状況とはほとんど変らない状態にある要保護児童に対しても、学校給食費の補助方について考慮せられたいとの請願  
請願者 岐阜市議会議員 早川光治郎

旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願  
請願者 東京都港区芝田村町一ノ二日産館八〇三武井事務所内財団法人水交会理事 澤本頼雄外一名  
紹介議員 杉原 荒太君

第八二四号 昭和三十一年三月三日受理  
旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願  
請願者 福岡県久留米市東町五四五 國武常利  
紹介議員 西田 隆男君

第七六九号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第八二四号 昭和三十一年三月三日受理  
旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願  
請願者 福岡県久留米市東町五四五 國武常利  
紹介議員 西田 隆男君

第七六九号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

第七七〇号 昭和三十一年二月二日受理  
義務教育費国庫負担に関する請願  
請願者 京都市議会議員 室谷喜作外四名  
紹介議員 大野木秀次郎君

れたいとの請願。

第七七九号 昭和三十一年二月二十九日受理

写真技能師法制定に関する請願

請願者 大阪市旭区新森小路二

一五 納村兼吉

紹介議員 一松 定吉君

今日写真は國民生活や學術、産業等あらゆる方面にきわめて重要な役割を果しているが、写真、撮影を職業としてゐる者の中には、その技術においても品性においてもこの職業にふさわしくない者があつて、国内において風紀や公安を害するばかりでなく、観光地において國の体面をけがすような場合もあるから、写真技術の向上と、写真撮影技術に自覚と誇りを持たせるため、写真技能師の登録を内容とした立法措置を講ぜられたいとの請願。

第八二三号 昭和三十一年三月三日受理

学校給食関係栄養士の身分保障に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ一 東京都庁内東京

都学校給食関係栄養士

会内 大沢やちよ外八

十八名

紹介議員 川口爲之助君

現在学校給食作業に従事している栄養士は、各区、各地方教育委員会において作業員又はやとい員のわくでおさえられてゐるため、公的な名称がなく給食指導の面において非常に働きにくい状態にあるから、一般学校教職員と同様学校給食関係栄養士の身分保障を図

られたいとの請願。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 教育委員会の設置及び組織

組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条―第十五条）

第二節 教育長及び事務局（第十六条―第二十二条）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十三条―第二十九条）

第四章 教育機関

第一節 通則（第三十条―第三十六条）

第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条）

第五章 文部大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条―第五十五条）

第六章 雑則（第五十六条―第六十条）

附則

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他の地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、町村の教育委員会に於ては、条例で定めるところにより、三人の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、學術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 選挙権者又は被選挙者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村

にあつては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

（兼職禁止）

第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

（罷免）

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村に於ては、一人）をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

3 地方公共団体（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。）の長は、委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに二人以上の委員が所屬するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4 地方公共団体の長は、委員のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村に於ては、一人）がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（解職請求）

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十六条第三項中「自治庁長官」とあるのは「自治庁長官及び文部大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六

条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第八條第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替へるものとする。

（失職）

第九條 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七條の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。

一 第四條第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第四十三條第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

（辞職）

第十條 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（服務）

第十一條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の規定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第十二條 教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができ

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（会議）

第十三條 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前二項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

（教育委員会規則の制定等）  
第十四條 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育委員会の議事運営）  
第十五條 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局  
第十六條 教育委員会に、教育長を置く。

2 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

3 市町村又は第二條の市町村の組合におかれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）は、第六條の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県委員会の承認を得て、教育長を任命する。

命する。

4 前項の委員のうちから任命された教育長は、当該委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七條から第二十九條までの規定の適用を妨げない。

5 前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

（教育長の職務）

第十七條 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、市町村委員会の教育長については、当該市町村委員会の委員として第十三條第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

（事務局）  
第十八條 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。（指導主事その他の職員）

第十九條 都道府県委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 市町村委員会の事務局に、前項の規定に準じて所要の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し意見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二條第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

（教育長の事務局の統括等）  
第二十條 教育長は、第十七條に規定するもののほか、事務局の事務

を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。  
二 学校その他の教育機関の用に

供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱に関すること。

七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福祉に関すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 体育に関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。  
十八 所掌事務に係る広報に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)  
第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。  
二 私立学校に関すること。  
三 教育財産を取得し、及び処分すること。

四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。  
五 教育委員会の所掌に係る事項に関する収入及び支出を命令すること。

(事務処理の法令準拠)  
第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当っては、法令、条例、地方公共団体の規則並びにその地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基かなければならない。

(事務の委任等)  
第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を、事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に属する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

(委任事務の指揮監督)  
第二十七条 都道府県委員会又は都道府県委員会の教育長は、それぞれ、前条第三項若しくは第四項又は第五十八条第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会の教育長に委任した事務の管理及び執行に関し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会の教育長を指揮監督することができる。

(教育財産の管理)  
第二十八条 教育財産は地方公共団体の長の統括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会からの申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)  
第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第四章 教育機関 第一節 通則

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)  
第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。  
3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)  
第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(学校等の管理)  
第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の



学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のために新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会にはあらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならぬ。

第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)  
第三十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県委員会に属する。

前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六十二条の規定にかかわらず、この法律第二十六條の規定によるものとする。

(教育機関の職員の任命)  
第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)  
第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)  
第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に

対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、同条同項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)  
第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)  
第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(服務の監督)  
第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

例で定める。

(研修)  
第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)  
第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十條第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

(地方公務員法の適用の特例)  
第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 規定            | 読み替へられ<br>る字句              | 読み替へる字句                                                     |
|---------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第十六条各号列記以外の部分 | 職員                         | 職員(第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又はその権限の委任を受けた者の任命に係る職員の委任を受けた者)     |
| 第十六条第三号       | 当該地方公共団体の長                 | 都道府県教育委員会(都道府県教育委員会から権限の委任を受けた者を含む。)                        |
| 第二十九条第一号      | この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律 | この法律、第五十七條に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号) |
| 第三十四条第二項      | 任命権者                       | 市町村教育委員会                                                    |
| 第三十七条         | 地方公共団体                     | 都道府県及び市町村                                                   |
| 第三十八条         | 任命権者                       | 市町村教育委員会                                                    |

2 前項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的統替は、政令で定める。

第五章 文部大臣及び教育委員会相互間の関係等  
(文部大臣又は都道府県教育委員会との関係)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の三第一項又は第四項の規定

によるほか、文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱その他の学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四 校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与えること。

五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育の振

興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七 体育の普及及び振興に関し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報に関し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

(基準の設定)

第四十九条 都道府県教育委員会は、法令に違反しない限り、市町村教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(高等学校の通学区域の指定)

第五十条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じ、就学希望者が就学すべき都道府県教育委員又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県教育委員又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、

通学区域について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、市町村教育委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県教育委員会は、あらかじめ当該市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

(文部大臣及び教育委員会相互間の関係)

第五十一条 文部大臣は、都道府県教育委員又は市町村教育委員相互の間、都道府県教育委員会は市町村教育委員相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

(文部大臣又は都道府県教育委員会の措置要求)

第五十二条 文部大臣は、地方自治法第二百四十六條の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあるとき、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 文部大臣の前項の規定による措

置は、市町村長又は市町村教育委員の教育に関する事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県教育委員会をして行わせる。ただし、文部大臣は、必要があると認める場合においては、自ら当該措置を行うことができる。

3 市町村長又は市町村教育委員は、前項本文の規定による都道府県教育委員会の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に、文部大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、文部大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由をつけて、その意見を市町村長又は市町村教育委員及び関係都道府県教育委員会に通知しなければならない。

4 文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一項の規定による措置を行うおとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

(調査)

第五十三条 文部大臣は、第四十八条第一項、第五十一条及び前条の規定による権限を行うため、必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部大臣は、前項の調査に関し、都道府県教育委員会をして、市町村長又は市町村教育委員が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行わせることができる。

(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県教育委員又は市町村教育委員に対し、市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第五十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替へるものとする。

第六章 雑則

(学校給食用物資の取得のあつせん)

第五十六条 都道府県教育委員会は、都道府県内の学校の学校給食の普及を図るため、当該学校の学校給食用物資の取得に関し、必要なあつせんを行うことができる。

(保健所との関係)

第五十七条 教育委員会は、学校身体検査その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団

体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に関する特例)

第五十八條 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を包括する都道府県の教育委員会は、第三十七條の規定にかかわらず、指定都市の設置する学校(大学を除く。)の員費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務を当該指定都市の教育委員会に委任する。

2 指定都市の員費負担教職員の研修は、第四十五條及び教育公務員特例法第十九條第二項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

3 指定都市の教育委員会に置かれる教育長については、第十六條第三項の規定にかかわらず、当該指定都市を都道府県とみなして、同條第二項の規定を適用する。

(都に関する特例)

第五十九條 第三十三條の規定により教育委員会規則で定めるものとされている事項のうち、都の特別区の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の教育課程及び教材の取扱に係るものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(組合に関する特例)

第六十條 市町村が第二十三條に規定する事務の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2 市町村が第二十三條に規定する事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十五條の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第二十三條に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四條第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県教育委員会の意見をきかなければならない。

4 第二十三條に規定する事務の一部を共同処理する市町村の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六條の規定にかかわらず、その組合を組織する市町村の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5 前四項に定めるもののほか、第二十三條に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定をすることができる。

(政令への委任)

第六十一條 この法律に定めるもののほか、市町村の廢置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に

関し必要な事項は政令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八條第三項、第六十條第一項及び第四項並びに附則第二條から第十三條まで及び第二十五條の規定(以下「教育委員会の設置関係規定」という。)は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

第二條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号。以下「旧法」という。)は、昭和三十一年九月三十日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

(委員の経過措置)

第三條 この法律(以下「新法」という。)中教育委員会の設置関係規定の施行の際、現在在任する旧法の規定による教育委員会(以下「旧委員会」という。)の委員(新法第四條第二項に該当する者を除く。以下「旧委員」という。)は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法の規定による選挙による委員(以下「旧公選委員」という。))として

の任期又は旧法の規定により議会の議員のうちから選挙された者(以下「旧議員委員」という。)の議員としての任期が同日まで満了する場合にあつては、それぞれその任期が満了する日までの間、引き続き新法の規定による教育委員会(以下「新委員会」という。)の委員

(以下「新委員」という。))として在任するものとする。この場合において、新委員として在任する者の数が新法第三條に規定する定数をこえるときは、同條の規定にかかわらず、当該数をもつて、当該新委員会の委員の定数とし、これらの委員が欠けた場合においては、これに充て、その定数は、同條に規定する定数に至るまで減少するものとする。

2 前項の場合においては、新委員会は、新委員として在任する者のうちから委員長を選挙するものとする。

第四條 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現在在任する旧委員が旧議員委員のみである場合においては、当該旧議員委員は、旧法第八條第二項の規定にかかわらず、教育委員会の設置関係規定の施行の日旧議員委員たる職を失うものとする。ただし、附則第七條の規定により選挙を行う場合には、この限りでない。

2 教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、旧公選委員の任期が満了し、又は旧公選委員がすべて欠けたため、旧議員委員のみが在任することとなつた場合においては、旧議員委員は、当該旧公選委員の任期が満了した日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日に新委員たる職を失うものとする。

第五條 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現在在任する旧委員の数の旧公選委員の数が一以上であつて、旧議員委員と合せても新法第三條に規定する定数に満たないときは、附則第七條の規定により選挙を行う場合を除き、地方公共団体の長が新法第四條の規定によりその満たない数の委員を任命するものとする。教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、附則第三條の規定により新委員として在任することとなる者が欠け、新法第三條の規定する定数に満たないこととなつたときも、また、同様とする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

第六條 附則第三條の規定により新委員として在任することとなる者のうち旧議員委員である者については、新法第六條の規定にかかわらず、当該旧議員委員が新委員として在任する間は、なお、従前の例による。

(選挙期日が告示されている場合の経過措置)

第七條 旧法の規定による教育委員会の委員の選挙で、教育委員会の設置関係規定の施行の際、すでにその選挙の期日が告示されているものについては、なお、従前の例による。

2 前項の規定による選挙において選

挙された委員については、その者を教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する旧公選委員とみなして、附則第三条の規定を適用する。

(最初に任命される委員の任期)

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員(附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。)の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。

この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第九条 前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

(教育長の経過措置)

第十条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、引き続き新法の規定による教育長として在任するものとする。

第十一条 教育委員会の設置関係規

定の施行の際、現に在任する教育長がない場合又は前条の規定により市町村委員会の教育長として在任することとなつた者が附則第八条の規定により新委員が任命される日までにその任期が満了し、若しくは欠けるに至つた場合においては、新法第十六条第三項の規定にかかわらず、市町村委員会は、都道府県委員会の承認を得て、委員以外の者のうちから教育長を任命することができる。

2 前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

(事務局職員の経過措置)

第十二条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在任する者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(就替規定)

第十三条 新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第百五十五條第二項の市」と読み替へるものとする。

(学校その他の教育機関の経過措置)

第十四条 新法(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

(学校その他の教育機関の職員の経過措置)

第十五条 新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するものの職員として在任する者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

(恩給に關する経過措置)

第十六条 旧法第八十四条の規定により恩給法の準用を受けるものとされていた者の恩給法の準用については、なお、従前の例による。

その者が新法の施行後引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用についても、また、同様とする。

(休職又は懲戒に關する経過措置)

第十七条 新法の施行の際、現に果

費負担教職員に係る新法の施行前の事業に係る懲戒処分に關しては、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

(不利処分に關する経過措置)

第十八条 新法の施行前に果費負担教職員に対し行われた不利処分に關する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

(臨時待命)

第十九条 果費負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十二号)附則第三項の規定により条例で定めることができるものとしてされている臨時待命に關する事項は、都道府県の条例で定める。

(条例又は教育委員会規則の経過措置)

第二十条 新法の施行の際、現に効力を有する条例で旧法の規定に基いて制定されているもの及び現に効力を有する教育委員会規則で旧法その他の法令の規定に基いて制定されているものは、新法の規定に抵触しない限り、それぞれ新法その他の法令の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

(旧委員会の処分等の経過措置)

第二十一条 この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の

際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分等現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分が期間がつけられていないときは、当該期間が、当該処分が行われた日から起算するものとする。

第二十二条 この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の際、旧法その他の法令の規定に基いて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、新法その他の法令の各相当規定に基いて新委員会に対してされた行為とみなす。

(教育委員会の事務の引継)

第二十三条 旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二十四条 旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条を削り「第二十一条乃至第七十三条 削除」を第二十条乃至第七十三条 削除に改める。

第二百一十一条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の委員長」に改める。

第二百八十一条第二項第一号ただし書中「教科内容及びその取扱」を「教育課程、教材の取扱」に改める。

附則第六条中「第四百四十一条第二項」の下に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第六条第三項」を加え、「当分の間」を「昭和三十一年三月三十一日までの間に限り」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法

律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第六号を次のように改める。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)による教育委員会の教育長又は同法第十九条に規定する職員

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第四条第一項中「第一条及び第二条を前二条に」「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の四第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第四十二条に改め、同条第二項を削り、同条を第三項とする。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第十三条 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

文部大臣は、前項の選考の権限

2

を校長に委任することができる。

第十三条の二中「公立学校(大学を除く。以下この条において同じ。)」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第四十条に定める場合のほか、公立学校(大学を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第十六条を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第十六条 教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。)の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

第十七条を次のように改める。

(教育長の給与等)

第十七条 教育長については、地方公務員法第二十二條から第二十五条まで(条件付任用及び臨時任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条第二項を次のように改める。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための

2

方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十條第三項中「所轄庁」を「任命権者」に改める。

第二十一條第一項中「所轄庁」を「任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担職員について、は、市町村の教育委員会)」に改める。

第二十一條の四を削る。

附則第二十五條第一項第八号を削る。

附則第二十五條の四を次のように改める。

第二十五條の四 削除

附則第二十五條の七を削る。

(文部省設置法の一部改正)

第五條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠く場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めること。

十九の三 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

加える。

一の二 都道府県及び指定都市の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

(社会教育法の一部改正)

第六條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第十九條第三項、第二十四條第二項、第三十條第五項及び第三十四條第二項を削る。

第三十九條中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条(議員及び委員の定数)」を「第四条(議員の定数)」に、「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)」を「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)」に、「第一百十條(参議院全国選出議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の再選挙)」を「第一百十條(参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙)」に、「第一百十一條(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)」を「第一百十一條(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)」に、「第一百十二條(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)」を「第一百十二條(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)」に、「第一百十六條(議員、委員又は当選人がすべでない場合の一般選挙又は定例

加える。

一の二 都道府県及び指定都市の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

(社会教育法の一部改正)

第六條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第十九條第三項、第二十四條第二項、第三十條第五項及び第三十四條第二項を削る。

第三十九條中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条(議員及び委員の定数)」を「第四条(議員の定数)」に、「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)」を「第三十三條(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)」に、「第一百十條(参議院全国選出議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の再選挙)」を「第一百十條(参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙)」に、「第一百十一條(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)」を「第一百十一條(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)」に、「第一百十二條(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)」を「第一百十二條(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)」に、「第一百十六條(議員、委員又は当選人がすべでない場合の一般選挙又は定例



選挙」を「第百十六条（議員又は当選人がすべての場合の一般選挙）」に、「第百二十二条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する異議の申立及び訴願）」を「第百二十二条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申立及び訴願）」に、「第百二十三条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する訴訟）」を「第百二十三条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟）」に、「第百二十六条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する異議の申立及び訴願）」に、「第百二十七条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する訴訟）」を「第百二十七条（地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する訴訟）」に、「第百五十八条（地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算）」を「第百五十八条（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）」に、「第百六十条（補欠議員及び補欠委員の任期）」を「第百六十条（補欠議員の任期）」に、「第百六十四条（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙管理費用の地方公共団体負担）」を「第百六十四条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙管理費用の地方公共団体負担）」に改める。

方公共団体負担」に改める。  
第一条中、「地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。  
第二条中、「地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員（地方公共団体の議会において選挙する委員を除く。以下同じ。）」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。  
第三条中、「地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員」を「並びに地方公共団体の議会の議員及び長」に改める。  
第四条の見出し中「及び委員」を削り、同条第四項を削る。  
第五条第一項中、「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事に、市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。  
第九条第二項から第四項まで中「並びにその教育委員会の委員」を削る。  
第十条第一項各号列記以外の部分中「当該議員、長又は委員」を「当該議員又は長」に改め、同項第七号を削る。  
第十二条第五項を削る。  
第三十三条の見出し中「定例選挙」を削り、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項各号列記以外の部分中「第五項及び前項」を削り、同項第二号中「都道府県教育委員会及び」を削り、同項第三号から第五号まで中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同項を同条第五項とする。

に改め、同項を同条第五項とする。  
第三十四条第一項中「増員選挙若しくは第百十六条第一項（議員又は当選人がすべての場合）」の規定による一般選挙又は教育委員会の委員の再選挙、補欠選挙若しくは第百十六条第二項（委員又は当選人がすべての場合）の規定による定例選挙は「又は増員選挙若しくは第百十六条（議員又は当選人がすべての場合）」の規定による一般選挙は「又は規定による一般選挙は」に改め、同条第二項中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、「又は委員」及び「達しなくなつたと認め、及び教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙について、選挙による委員の数がその定数の二分の一に」を削り、同条第三項中「並びに教育委員会の委員」を削り、同条第五項中「長又は委員」を「又は長」に改め、同条第六項第二号中「都道府県教育委員会の委員及び」を削り、同項第三号中「並びに前号に規定する市の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び前号に規定する市の議会の議員」に改め、同項第四号及び第五号中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。  
第四十五条第二項中「並びに教育委員会の委員」を削る。  
第五十七条第二項中「都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県教育委員会の委員」を「並びに都道府県の議員及び長」に改める。  
第七十九条第一項中「並びに教育委員会の委員」を削る。

育委員会の委員」を削る。  
第八十三条第二項及び第三項中「長又は委員」を「又は長」に改める。  
第八十六条第一項第二号中「都道府県教育委員会の委員及び」を削り、同項第三号から第五号まで中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同条第三項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議会の議員」に改め、「又は委員」を削る。  
第八十七条第四項を削る。  
第八十九条第二項中「若しくは長又は教育委員会の委員」を「又は長」に、「長又は委員」を「又は長」に改める。  
第九十二条各号列記以外の部分中「並びに町村の教育委員会の委員」を削り、同条第八号及び第九号を削る。  
第九十三条第一項各号列記以外の部分中「並びにその教育委員会の委員」を削り、同項第六号を削る。  
第九十五条第一項第六号を削る。  
第九十七条第二項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議会の議員」に改める。  
第一百零一条第一項中「地方公共団体の議会の議員若しくは教育委員会の委員」を「若しくは地方公共団体の議会の議員」に改め、「若しくは委員」を削る。  
第一百零一条第二項中「並びにその教育委員会の委員」を削る。  
第一百三十一条第一項及び第二項中「長又は委員」を「又は長」に改める。

「長又は委員」を「又は長」に改める。  
第一百零六条第一項中「若しくは委員」を削る。  
第一百零八条第一項第五号及び第六号を削る。  
第一百十条の見出し中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」を「及び地方公共団体の議会の議員」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、「若しくは委員」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、同項第二号中「又は教育委員会の委員」を削る。  
第一百一十一条の見出し中「長又は委員」を「又は長」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「地方公共団体の長が欠け若しくはその退職又は教育委員会の委員に欠員を生じた場合」を「又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「長又は委員」を「又は長」に、「長が欠け」を「又は長が欠け」に改め、「又は委員が欠員となつた旨」を削る。  
第一百二十二条の見出し中「長又は委員」を「又は長」に改め、同条

第一項中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、若しくは委員を削る。

第百十三條第三項各号列記以外の部分中「地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改め、同項第四号中「又は教育委員会の委員」を削り、同条第五項を削る。

第百十五條第一項第四号を削り、同条第五項中「長又は委員」を「又は長」に改める。

第百十六條の見出し中「委員」及び「又は定例選挙」を削り、同条第二項を削る。

第百十七條中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に「長の選挙及び定例選挙」を「及び長の選挙」に改める。

第百十九條第一項中「都道府県知事の選挙及び都道府県教育委員会の委員の選挙」を「及び都道府県知事の選挙」に、「市町村長の選挙及び市町村教育委員会の委員の選挙」を「及び市町村長の選挙」に改め、同条第二項中「第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改め、「並びに市町村教育委員会の委員」及び「並びに都道府県教育委員会の委員」を削る。

第百二十條第一項中「若しくは長又は市町村教育委員会の委員」を「又は長」に、「第四号又は第六号」を「又は第四号」に改め、「若しくは市町村教育委員会の委員」及び「又は委員」を削り、

同条第二項中「第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改める。

第百三十一條第一項中「都道府県知事又は都道府県教育委員会の委員」を「又は都道府県知事」に改め、同条第三項中「市町村長又は市町村教育委員会の委員」を「又は市町村長」に改める。

第百四十一條第一項第一号中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同項第三号及び第四号中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百四十二條第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「教育委員会の委員の選挙の場合には、公職の候補者一人について三千枚」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中「教育委員会の委員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚」を削り、同号を同項第六号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第百四十四條第一項第一号中、「及び都道府県教育委員会の委員」を削り、同項第四号中「市長及び市の教育委員会の委員」を「及び市長」に改め、同項第五号中「並びに町村教育委員会の委員」を削る。

第百五十條第一項及び第百五十一條第一項中「都道府県知事及び

都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百五十二條中「並びに都道府県教育委員会の委員の選挙」を「第三号」に改める。

第百五十八條中「教育委員会の委員の候補者についてはその氏名」を削る。

第百六十四條の二第二項、第百六十四條の三第一項、第百六十七條第一項並びに第百六十八條第一項及び第二項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十二條の二中「市町村長及び市町村教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十三條第一項中「教育委員会の候補者についてはその氏名」を削り、同条第二項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「市町村長及び市町村教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十四條第一項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百七十五條の二第二項中「教育委員会の委員の候補者についてはその氏名」を削る。

第百七十六條第一項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十七條第一項中「都道府

県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十四條第一項第五号及び第百九十五條第一項第五号を削る。

第百九十九條中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第二百二條（見出しを含む）及び第二百三條（見出しを含む）中「並びに教育委員会の委員」を削る。

第二百二十五條第三項中「教育委員会の委員については当該委員会の委員長に」を削る。

第二百五十四條中「教育委員会の委員たる当選人が刑に処せられた場合においては、当該委員会の委員長に」を削る。

第二百五十八條の見出し中「及び教育委員会の委員」を削り、同条第二項を削る。

第二百六十條の見出し中「及び補欠委員」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体の議会の議員の補欠議員又は教育委員会の委員の補欠委員」を「又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員」に改める。

第二百六十二條第三号及び第四号中「知事及び都道府県教育委員」を「及び知事」に改める。

第二百六十四條の見出し中「並

びに教育委員会の委員」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「並びにその教育委員会の委員」を削り、同条第二項中「並びに都道府県教育委員会の委員の選挙に関する前条第五号の二、第六号、第九号、第十号の二及び第十二号に掲げる費用」を削り、同条第四項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「市町村長及び市町村教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第二百六十七條第一項中「及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙」を削り、同条第二項中「都道府県議会の議員及び市長並びに都道府県教育委員会の委員」を「並びに都道府県議会の議員及び市長」に改める。

第二百六十九條中「都道府県教育委員会の委員」を削り、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

（図書館法の一部改正）  
第八條 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第八條中「市町村」を「市（特別区を含む。以下同じ。町村）」に改める。

第十條第二項を削る。

第十六條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十五條に次の一項を加える。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応

じて、私立図書館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることがで  
きる。

第二十九条第二項中「第七條」を「第二十五条第二項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第九条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

(産業教育振興法の一部改正)

第十条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(博物館法の一部改正)

第十一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改正する。

第七條 削除

第十八條第二項を削る。

第二十二條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十七條に次の一項を加える。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることがで  
きる。

第二十九條中「第七條及び」を

「第九條及び第二十七條第二項」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十二條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項後段を削る。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十九條第三号中「教育長」を削る。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十三條 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(危険校舍改築促進臨時措置法の一部改正)

第十四條 危険校舍改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(町村合併促進法の一部改正)

第十五條 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の二を次のように改める。

第九條の二 削除

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の一部改正)

第十六條 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「当該地方公共団体が、」を「当該地方公共団体が」に改め、「地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機関」を削る。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の一部改正)

第十七條 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律(昭和二十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部改正)

第十八條 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條中「前条第一項」を「前条」に改める。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正)

第十九條 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

附則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

2 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

3 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

4 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

5 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

6 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

7 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。ただし、第一号から施行する。

に係る部分を除く。以下附則第四項までにおいて同じ。の施行の際、現に改正前の市町村立学校職員給与負担法第三條の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律第四十一條の規定に基いて制定されたものとみなす。

(教育公務員に対する所轄庁の許可の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十条第三項又は第二十一條第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

(県費負担教職員の給与条例等の経過措置)

4 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十五条の四の規定に基いて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に關する法律第四十二條の規定に基いて制定されたものとみなす。

(恩給に關する経過措置)

5 地方教育行政の組織及び運営に關する法律による廃止前の旧教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)による教育委員会の教育長又は同法第四十五條に規定する職員に対する恩給法の適用については、なお、従前の例による。

(諸替規定)

6 指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間、改正後の又部省設置法第五條第一項第十九号

の三中「第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」とあるのは「第二百五十五条第二項の市（以下「五大市」という。）」と、改正後の同法第八条第一号の二中「指定都市」とあるのは「五大市」と読み替えるものとする。

（選挙期日が告示されている場合の教育委員会の委員の選挙の経過措置）

7 この法律（附則第一項ただし書に係る部分に限る。以下同じ。）の施行の際、すでに選挙の期日の告示されている教育委員会の委員の選挙については、改正後の公職選挙法の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（合併市町村の教育委員会の委員の経過措置）

8 この法律の施行の際、現に改正前の町村合併促進法第九条の二の規定によつて市町村の教育委員会の委員として在任する者に対する地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三条の規定の適用については、その者を同条に規定する旧公選委員と、その者の改正前の町村合併促進法第九条の二の規定により協議して定めた在任期間の満了する日を地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三条に規定する旧公選委員の任期が満了する日とみなす。

（助役が兼ねている教育長の経過措置）

9 この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法附則第六条の規定によつて教育長を兼ねている助役

は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する教育長とみなして、同法附則第十条の規定を適用する。

昭和三十一年三月十六日印刷

昭和三十一年三月十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局